

湖西市
一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理編)
(案)

平成 年 月

湖 西 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1. 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	1
2. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 施設の有効利用の推進及び広域的取組の検討	3
5. 地域の概況	4

第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の現状	9
2. 資源化の現状	15
3. 収集運搬の現状	17
4. 中間処理の現状	18
5. 最終処分の現状	20
6. ごみ処理経費の現状	22
7. 本市におけるごみ処理の評価	23

第3章 ごみ処理に関する課題

1. ごみの排出に関する課題	29
2. ごみの資源化に関する課題	30
3. ごみ処理施設に関する課題	32
4. その他ごみの適正処理に関する課題	33

第4章 ごみ処理基本計画

1. ごみ排出量及び処理量の見込み	35
2. ごみの排出抑制の方策に関する事項	38
3. 基本施策	43
4. 施設整備計画	49
5. 計画の推進	50

資料編

第1章 計画の基本的事項

1. 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

我が国においては、循環型社会の形成を推進するために、リサイクルより優先順位の高い、2R（リデュース、リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、これまでの2Rに関する施策の成果を踏まえつつ、将来の制度化に向けた検討を行っています。また、市町村等を対象に、一般廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組を支援するため、市町村の処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用等について引き続き周知徹底を図っています。図1-1に、循環型社会の形成を推進するための法体系を示します。

湖西市（以下、「本市」と言う。）は平成22年3月に新居町と合併し、平成23年3月に新・湖西市総合計画及び新・湖西市環境基本計画を策定しました。また、平成24年度には湖西市一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、リサイクル資源の分別収集や集団回収の実施、生ごみ処理機購入補助等の施策を実施、継続することで、ごみの減量化・資源化を推進してきました。

湖西市一般廃棄物処理基本計画の策定から約5年が経過し、これまでの社会・経済情勢の変化や様々な諸問題に対応し、循環型社会の構築を目指すためには、さらなるごみの減量化・資源化とともに、適正な処理を推進していく必要があることから、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。

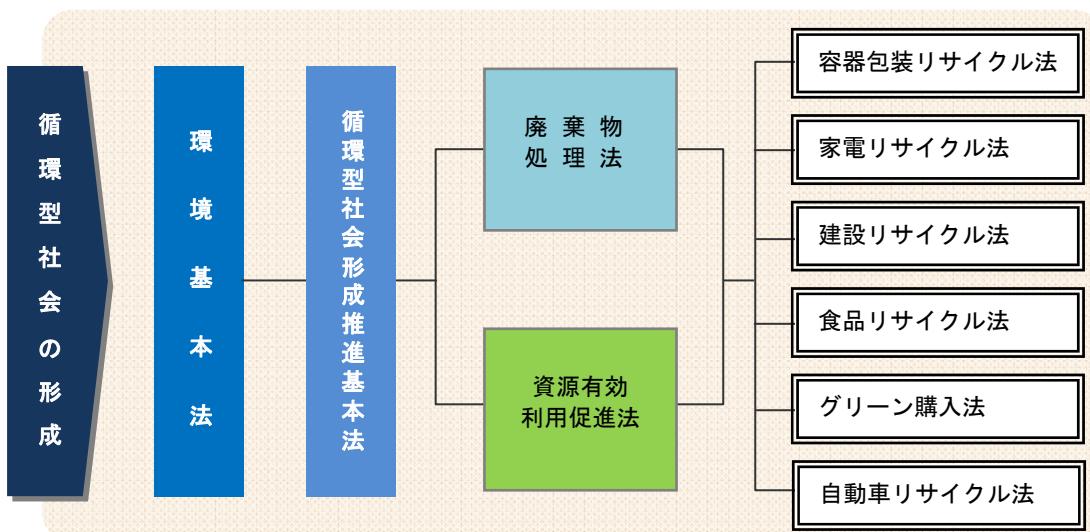


図1-1 循環型社会形成推進のための法体系

2. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、本市の総合計画に定められている施策のうち、一般廃棄物処理における事項を具体化するための施策方針を示すものです。本計画では、総合的かつ中長期的な視点で行政が行う計画的なごみ処理の推進と、市民・事業者が自主的に行うべき行動を支援、促進するための基本方針を定めます。

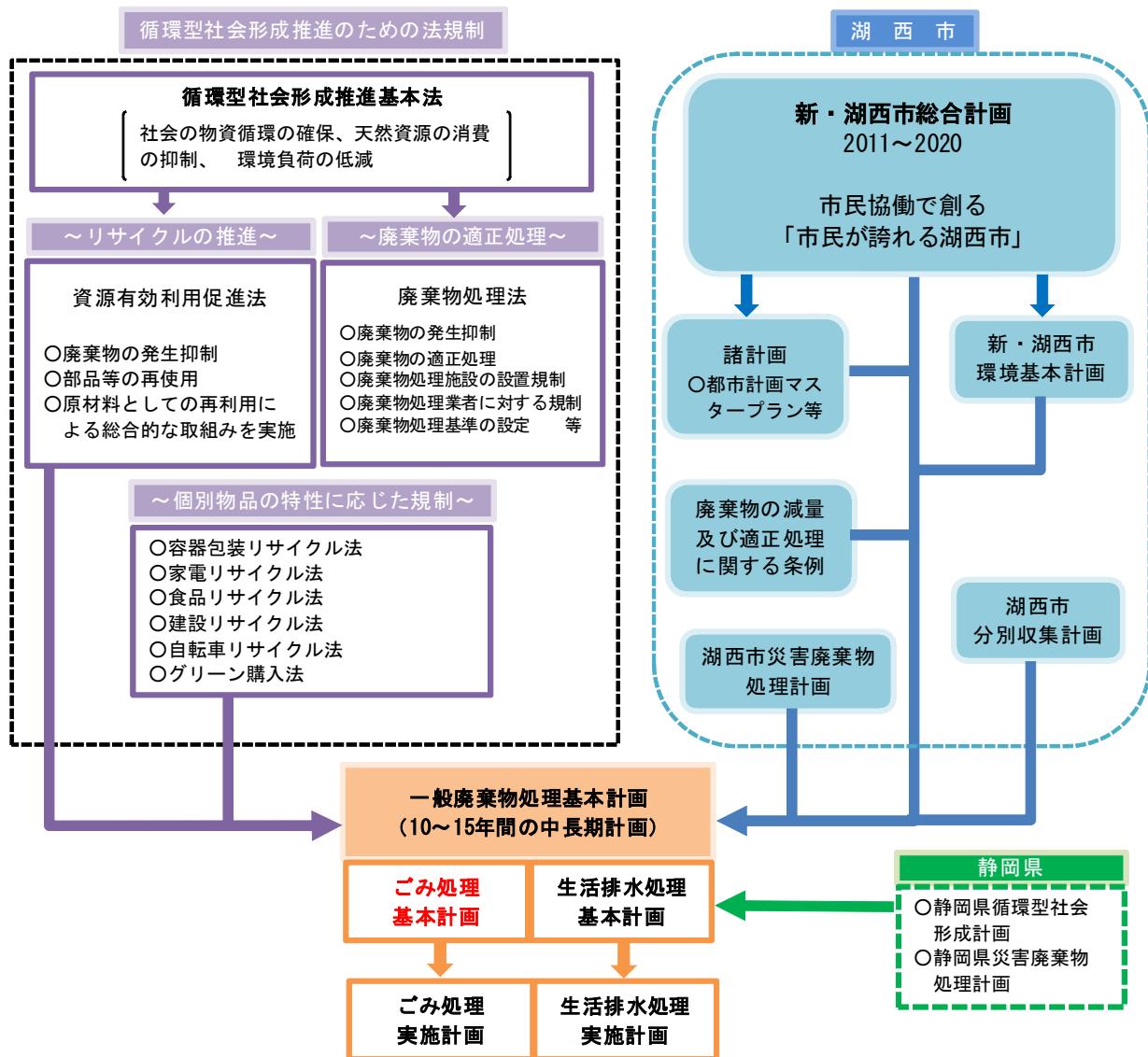
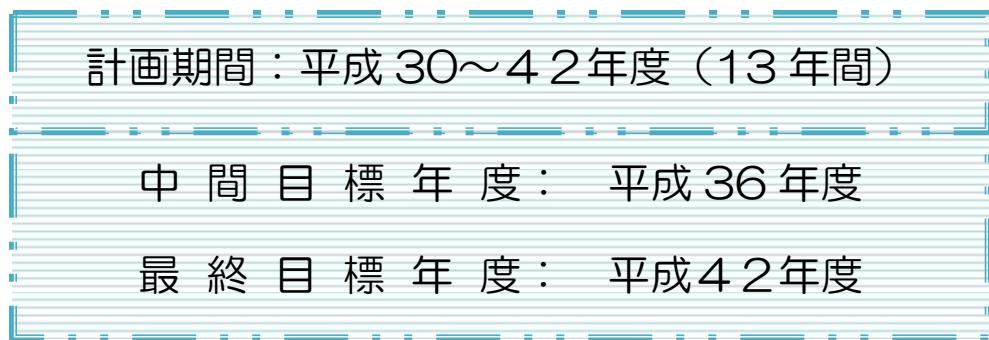


図 1-2 計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画における計画期間は、本市の上位計画等における計画期間を考慮し、中間目標年度を平成36年度、最終目標年度を平成42年度とした13年間とします。



4. 施設の有効利用の推進及び広域的取組の検討

（1）施設の有効利用の推進

ごみ処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、老朽化の進行等により機能面での社会の要請に応えられなくなることが懸念されています。そこで我が国では、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくというストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進しています。

本市においては、平成36年1月に浜松市への「燃やせるごみ」の委託期間が終了することから、平成22年11月に休止した環境センター焼却施設（以下、「焼却施設」という。）の基幹的設備改良工事を実施し、平成35年度中の再稼働を計画しています。

（2）広域的取組の検討

静岡県では、平成12年11月に策定した「静岡県市町村合併推進要綱」を契機に、県内各地域において市町村合併に向けた積極的な取組が展開され、74市町村から35市町に再編されました。本市においては平成22年3月に新居町と合併し、本市に焼却処理を委託している浜松市においては、平成17年に12市町村が合併しました。

現在、本市で排出される燃やせるごみを浜松市に委託して処理していますが、今後は委託費用の増大が見込まれることや、災害時に発生する廃棄物の処理について検討した結果、委託期間が終了する平成36年に休止している既存の焼却施設の再稼働を行うこととしました。

今後も県内外の周辺地域の社会情勢等を踏まえ、ごみ処理の経済性、分別リサイクル及び災害対応の観点から、必要に応じて広域的取組の検討を進めています。

5. 地域の概況

(1) 市の概況

本市は静岡県の最西部で、東京と大阪のほぼ中央に位置し、東と北は浜松市、西は愛知県豊橋市に隣接し面積は 86.65km²、北西部は赤石山系（秩父中・古生層）に属する標高 300m 前後の山地があります。

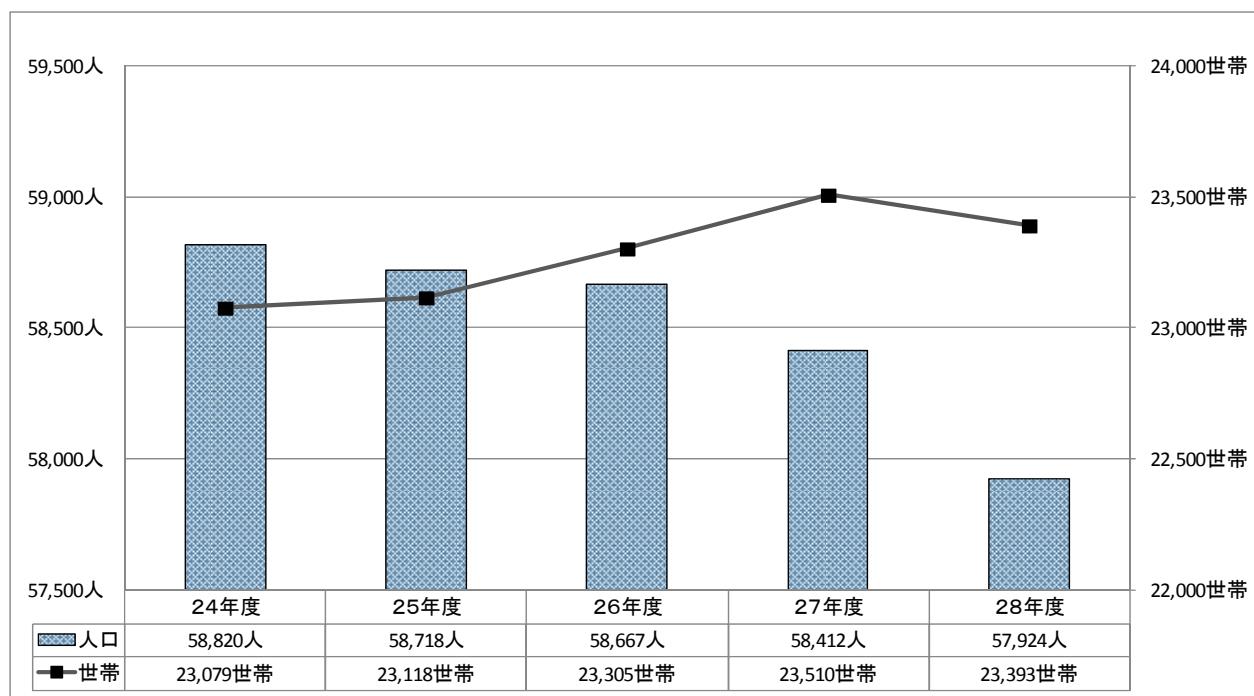
東側に汽水湖である浜名湖、南側に遠州灘、西側にハイキングコースや散策を満喫できる湖西連峰に囲まれており、優れた自然環境に恵まれている地域です。



図 1-3 本市の位置図

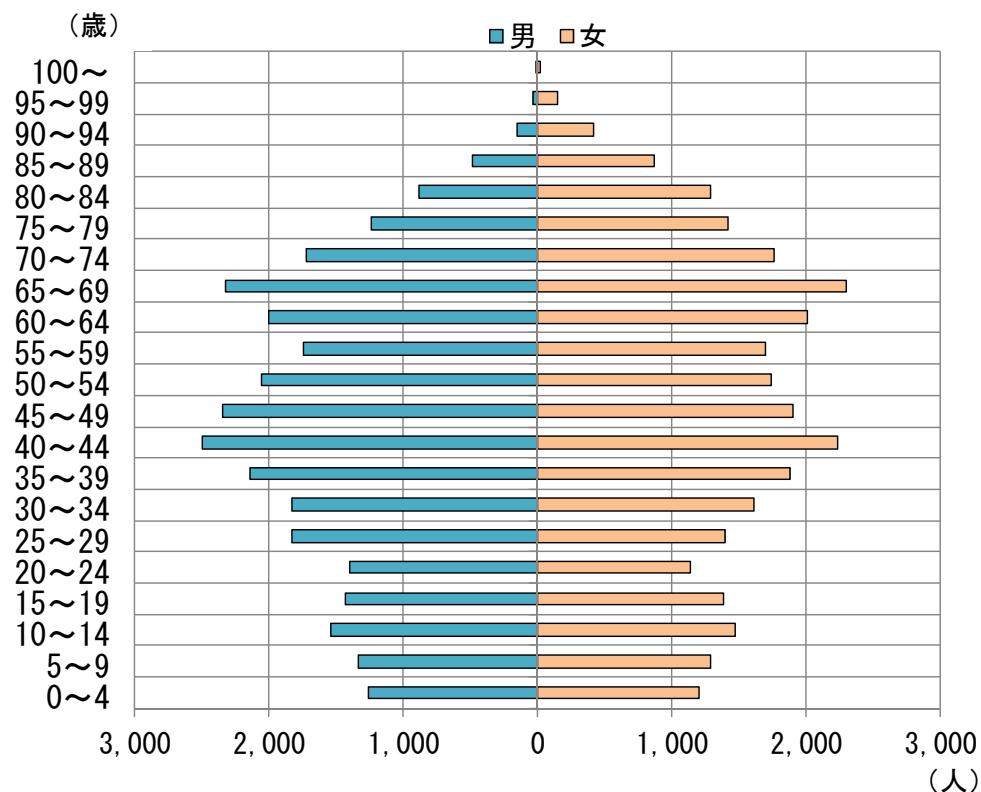
(2) 人口及び世帯数

本市における平成 24 年度から平成 28 年度までの人口は、過去 5 年間を通して減少続けています。世帯数については、平成 24 年度から平成 27 年度までは増加傾向を示していますが、平成 28 年度は減少に転じています。1 世帯あたりの平均人数は約 2.5 人で横ばいとなっています。また、本市における年齢別男女別人口については、男女とも 65~69 歳及び 40~44 歳の人口が多く、39 歳以下が減少に転じる「つぼ型」を示しています。



資料：湖西市ウェブサイト

図 1-4 本市の人口及び世帯数の推移（各年度 9月 30 日現在）



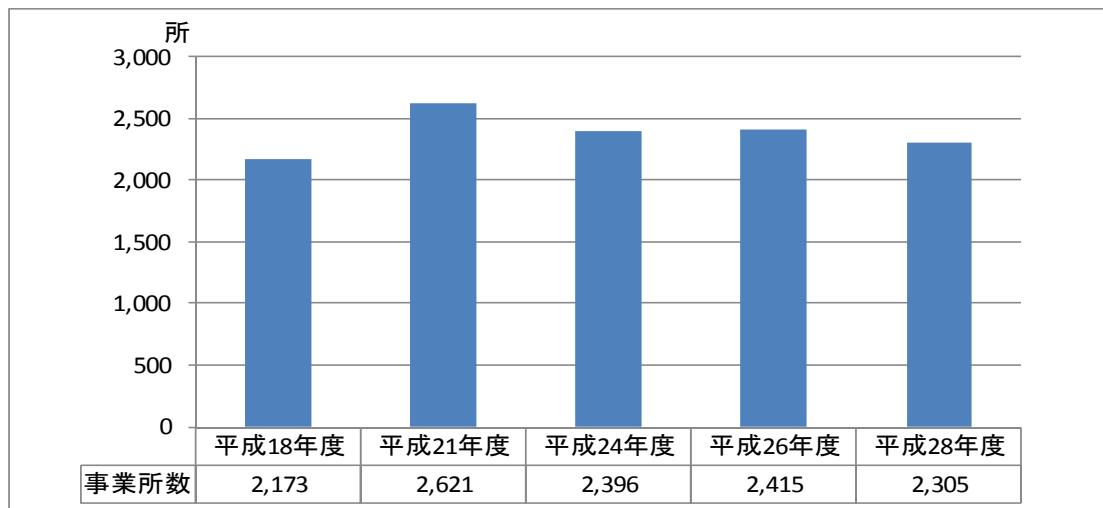
資料：湖西市ウェブサイト

図 1-5 本市の人口及び世帯数の推移（平成 28 年度）

(3) 事業所数の推移

本市における平成 18 年度から平成 28 年度までの事業所数は、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて増加しましたが、平成 24 年度以降は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

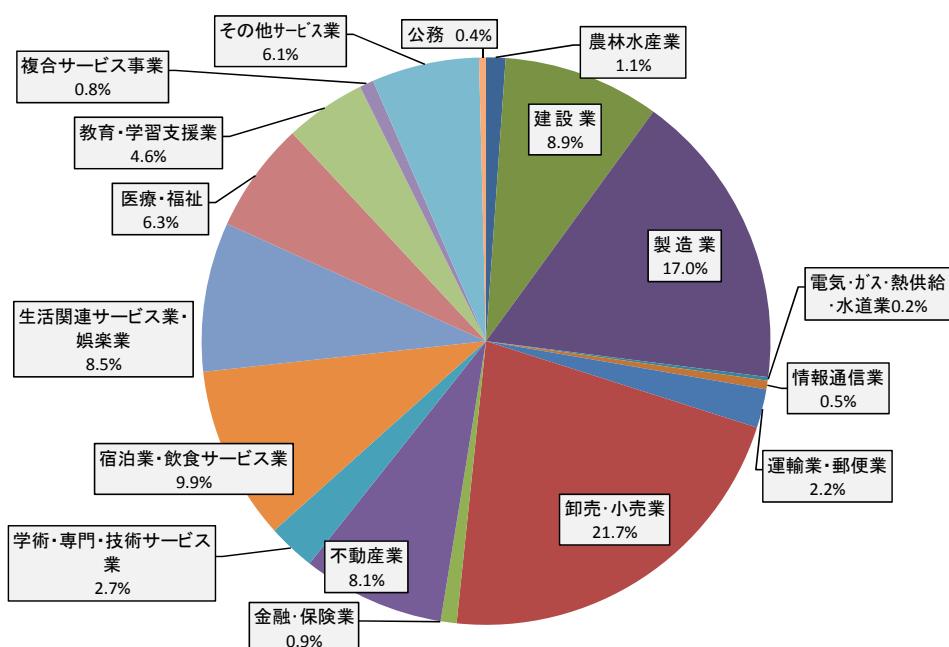
本市における平成 28 年度の業種別事業所数については、卸売・小売業が 21.9% を占め最も高く、以下、製造業（16.8%）、宿泊業・飲食サービス業（10.2%）、建設業（8.7%）と続いています。



※平成 18 年は 10 月 1 日、平成 21 年は 7 月 1 日、平成 24 年は 2 月 1 日、平成 26 年は 7 月 1 日、平成 28 年度（速報値）は 6 月 1 日現在

資料：湖西市ウェブサイト

図 1-6 本市の事業所数の推移



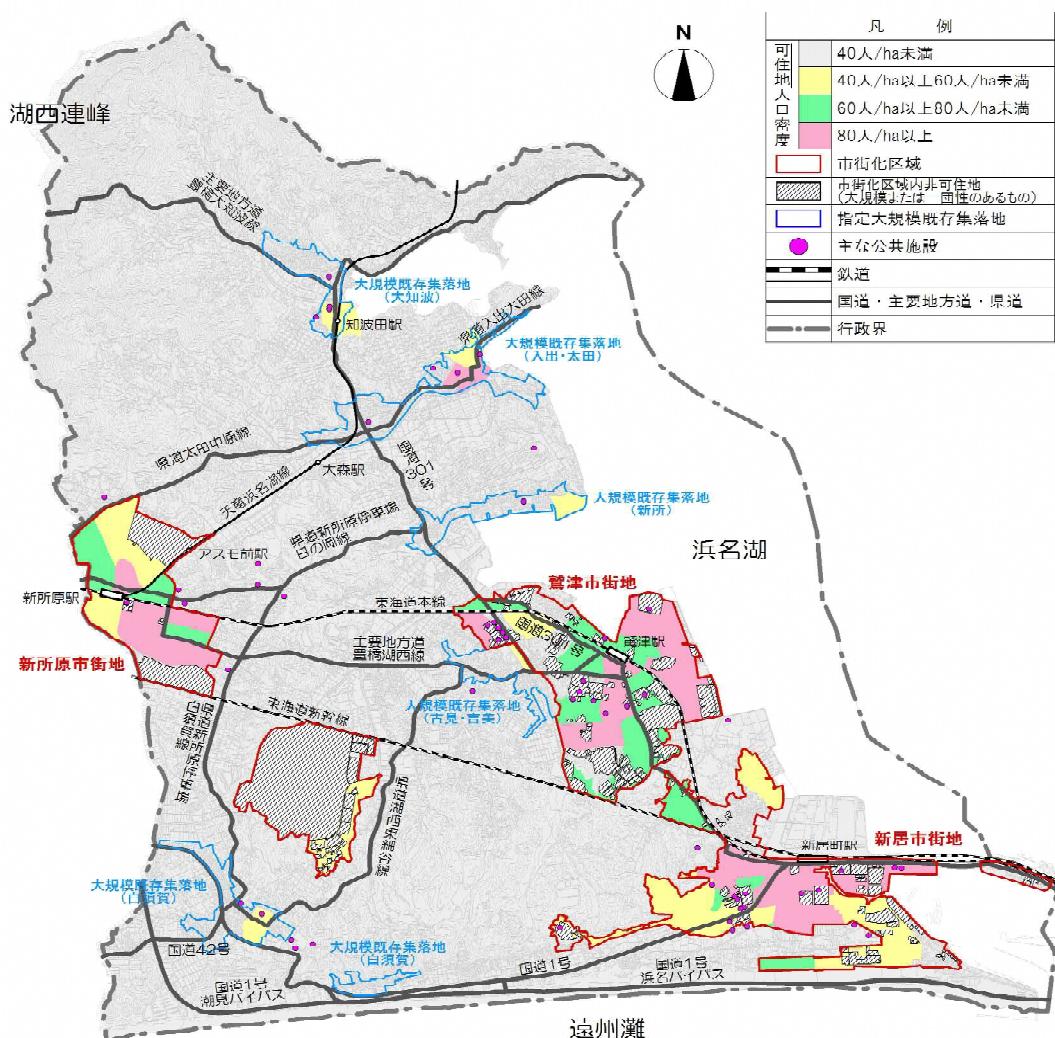
資料：湖西市ウェブサイト

図 1-7 本市の業種別事業所数の割合（平成 28 年度）

(4) 鉄道・道路網

本市の道路交通網は、浜名湖岸に沿って南北方向に配置されている一般国道301号に、浜松市や愛知県豊橋市に連絡する国道1号や国道42号などの主要幹線道路や、主要地方道である豊橋湖西線、県道太田中原線、県道入出太田線などの幹線道路が東西方向に配置されています。また、遠州灘海岸沿いには、国道1号浜名バイパス及び国道1号潮見バイパスが東西に配置されています。

鉄道交通網は、東海道本線及び天竜浜名湖線があります。東海道本線の駅として、鷺津駅、新居町駅及び新所原駅が設置されており、新所原駅において天竜浜名湖線が接続しています。また、天竜浜名湖線の駅として、新所原駅のほかアスモ前駅、大森駅、知波田駅が設置されています。このうち大森駅は、平成21年4月に開設された駅であり、地域住民の生活駅として、また近隣に立地した工場への通勤駅として利用されています。

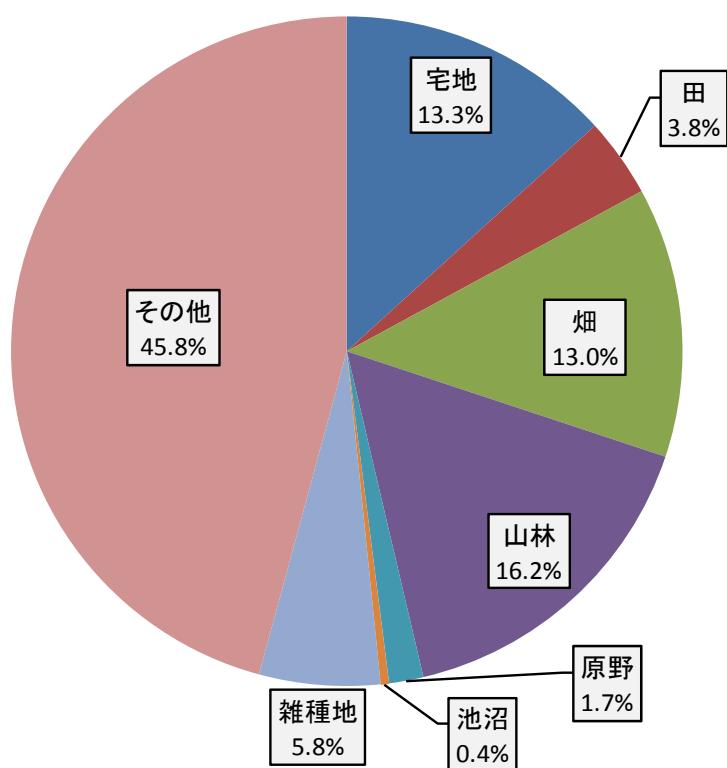


資料：湖西市都市計画マスタープラン

図1-8 本市の主要な鉄道及び道路の位置図

(5) 土地利用状況

本市における平成 28 年 1 月 1 日現在の地目別土地面積については、その他の割合が 45.8% を占め最も高く、以下、山林（16.2%）、宅地（13.3%）、畑（13.0%）と続いています。



※牧場はその他に含まれます。

資料：湖西市ウェブサイト

図 1-9 本市の地目別土地面積の割合（平成 28 年 1 月 1 日）

第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の現状

(1) ごみの分別区分

本計画では、排出されたごみのうち、家庭から排出されたごみを「家庭系ごみ」とし、事業所などから排出されたごみを「事業系ごみ」とします。

本市の家庭系ごみは「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」、「その他」及び「粗大ごみ」に分けられ、処理されています。なお、市では取り扱いできないものを「取り扱わないごみ（処理困難物）」に分類し、市のウェブサイトや分別収集カレンダーで注意喚起しています。

表 2-1 ごみの分別区分

区分	種類
燃やせるごみ	燃やせるごみ袋に入るもの（生ごみ、プラスチック・ビニール類、ゴム類、革類、紙くず）
燃やせないごみ	燃やせないごみ袋に入るもの（小型電化製品、せともの・陶器類、ガラス類、金属類、割れた蛍光灯（管））
資源物	剪定枝・竹・草
	ペットボトル
	飲料水缶
	ガラスびん
	プラマーク品
	白色トレイ
	古紙
	古布
	天ぷら廢油
	乾電池
その他	スプレー缶・ライター・カセットボンベ
	パソコン・携帯電話
粗大ごみ	自転車、タンス、布団、下駄箱、学習机、スキー板等
取り扱わないごみ (処理困難物)	家電リサイクル対象品、二輪車、消火器、ピアノ、農薬、薬品、タイヤ、耐火金庫、液状物（オイル・ペンキ）、プロパンガス、ガスボンベ、発火物等

(2) ごみ処理フロー

現在、市内で発生するごみのうち、燃やせるごみは浜松市に委託し処理しています。委託先の浜松市西部清掃工場では、燃やせるごみを溶融処理し、生成した溶融スラグを建設資材等に利用しています。よって、現在は、本市の燃やせるごみを処理する際に発生した残さの大部分は資源化されています。

湖西市環境センターに搬入された燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物は破碎、選別、圧縮、梱包等を行い、適正に処理しています。これに伴い発生する不燃残さ等は新居一般廃棄物処分場へ搬入し、安全に埋立処分されています。

なお、集団回収及び公共施設等の回収箱で回収された古紙（新聞・雑誌・ダンボール等）や古布は、民間事業者（資源化業者）へ引渡し、資源化しています。

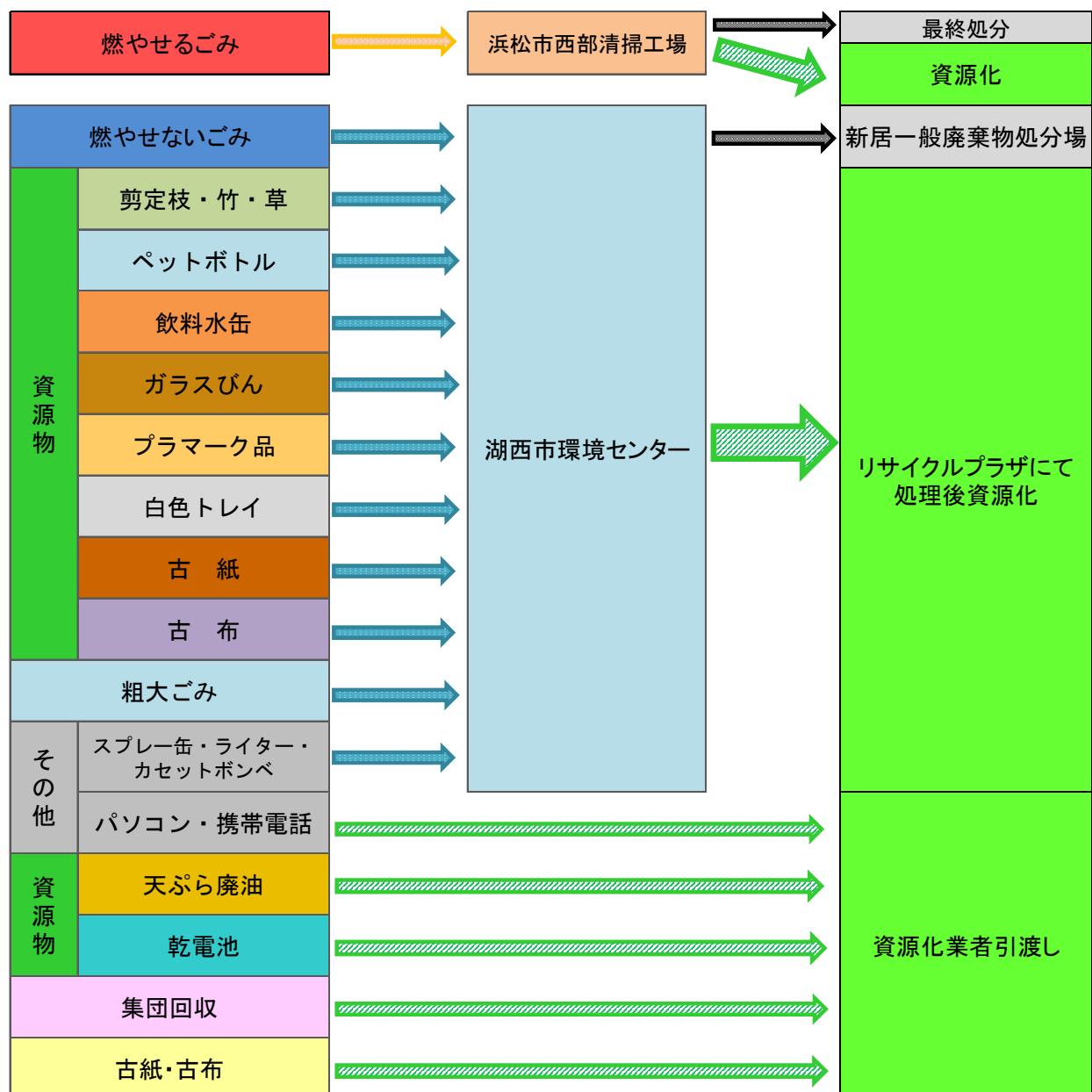


図 2-1 ごみ処理フロー

(3) ごみ排出量の実績

①種類別・品目別のごみ排出量

本市における平成24年度から平成28年度までの過去5年間の種類別のごみ排出量について、家庭系ごみ及び事業系ごみは横ばいに推移しており、団回収量については、近年は直接資源回収の普及啓発を進めていることから、過去5年間を通して減少し続けています。

品目別のごみ排出量については、燃やせるごみ及び粗大・その他は増減を繰り返しながらほぼ横ばいに推移していますが、燃やせないごみは減少傾向を示しており、資源物は過去5年間を通して増加し続けています。

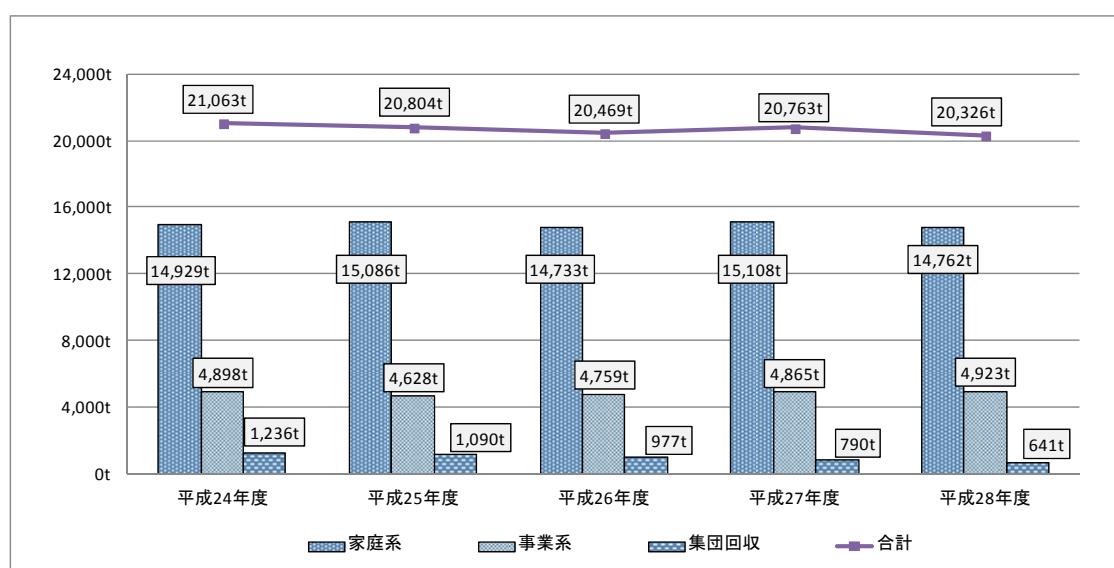


図 2-2 種類別のごみ排出量の推移

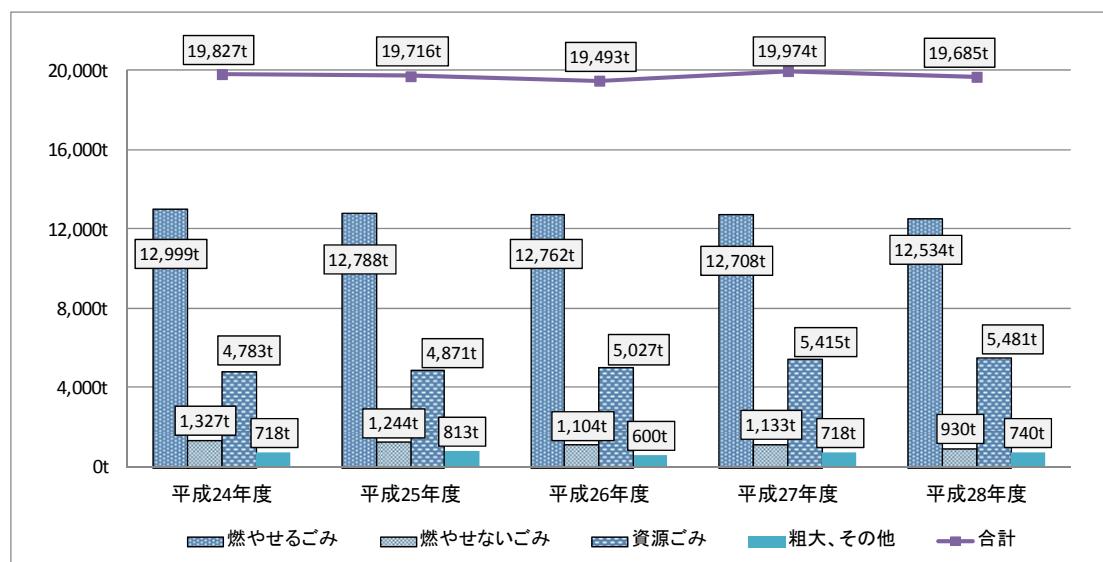


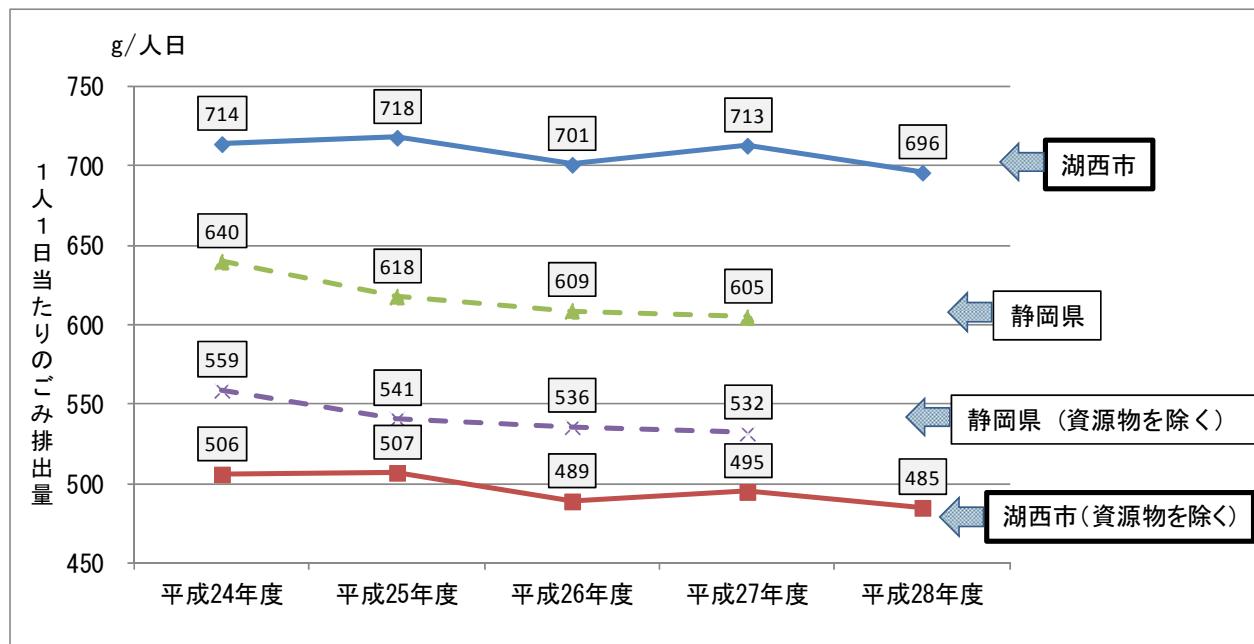
図 2-3 品目別のごみ排出量（集团回收量を除く）の推移

②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本市における平成24年度から平成28年度までの過去5年間における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、増減を繰り返しながら横ばいに推移しており、県平均と比較すると、すべての年度において県平均を上回っています。

また、本市における資源物を除く1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は県平均を下回っており、平成28年度実績は485g/人日でした。

のことから、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、全体では県平均よりも多いものの、その内訳としては、資源物が3割程度と県内他自治体よりも多く占めており、資源物を除いた場合の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、県平均よりも少なくなっています。



※：静岡県の平成28年度値は平成30年1月時点未公表。

図2-4 1人1日当たりのごみ排出量（集団回収量含む）の推移

③ごみの種類組成

(ア) 燃やせるごみの種類組成

本市は、燃やせるごみを浜松市へ委託し処理しているため、ステーションに排出されたごみについて種類組成調査を行っています。

平成24年度から平成28年度までの過去5年間の燃やせるごみの種類組成は、厨芥類がやや減少傾向を示しているものの、依然として燃やせるごみの約半分を占めている状況です。また、厨芥類に次いで紙くず類が約25%と大きな割合を占めており、過去5年間を通して横ばいに推移しています。

表2-2 燃やせるごみの種類組成

単位：%

項目/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
厨芥類	53.1	47.5	44.7	38.5	49.2
紙くず類	25.1	25.6	25.5	23.6	24.9
古紙類	4.5	2.7	8.3	10.5	5.1
木・竹・わら・草	4.1	5.6	5.7	4.5	2.5
布類	2.4	4.7	4.1	8.1	2.5
ビニール類	6.7	7.3	8.1	7.9	9.8
プラスチック類	3.2	3.9	2.2	3.4	4.2
発泡スチロール	0.4	0.3	0.4	0.3	0.2
ゴム類	0	0.3	0.2	2.0	0.4
皮革類	0.1	0.2	0.1	0.6	0
不燃物類	0.3	1.2	0.4	0.5	0.6
細雜類	0.2	0.8	0.4	0.3	0.6
合計	100	100	100	100	100

(イ) 燃やせないごみの種類組成

平成24年度から平成28年度までの過去5年間の燃やせないごみの種類組成は、金属類の割合が増加し、また、近年は小型電気製品やびん等、資源化可能な品目が増加傾向を示しています。

平成28年度においては金属類、プラスチック類及びびんが高い割合を占めています。

表2-3 燃やせないごみのごみ種類組成

単位：%

項目/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
金属類	18.7	20.5	23.4	27.2	32.2
小型電気製品	4.8	4.4	8.6	15.2	11.5
陶磁器類	16.1	17.4	15.8	14.6	5.3
ガラスくず	8.3	5.4	9.1	6	8.5
電灯、電球	0.7	0.6	0.3	0.3	0.6
プラスチック類	33.5	23.1	25.9	22.9	26.7
びん	6.9	16.1	12.8	7.8	22.5
飲料水缶（スチール）	1.2	1.5	0.6	0.5	0.5
飲料水缶（アルミ）	0.2	0.4	0.2	0.3	0.7
トレー、発泡スチロール	1.1	0.2	0.1	0.5	9.1
ペットボトル	1.4	2.6	0.5	0.7	1.5
乾電池	0.4	0.1	0.4	0	0.1
スプレー缶・ボンベ・ライター	—	0	0	0	1.1
可燃ごみ	6.8	7.8	1.6	3.9	2.4
その他	0.1	0	0.8	0.3	0.1
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 資源化の現状

(1) 資源化量

本市における平成24年度から平成28年度までの過去5年間の資源化量のうち、処理後再生利用量は増減を繰り返しながらやや増加傾向を示しています。また、直接資源化量の増加に伴い、集団回収量は減少しています。

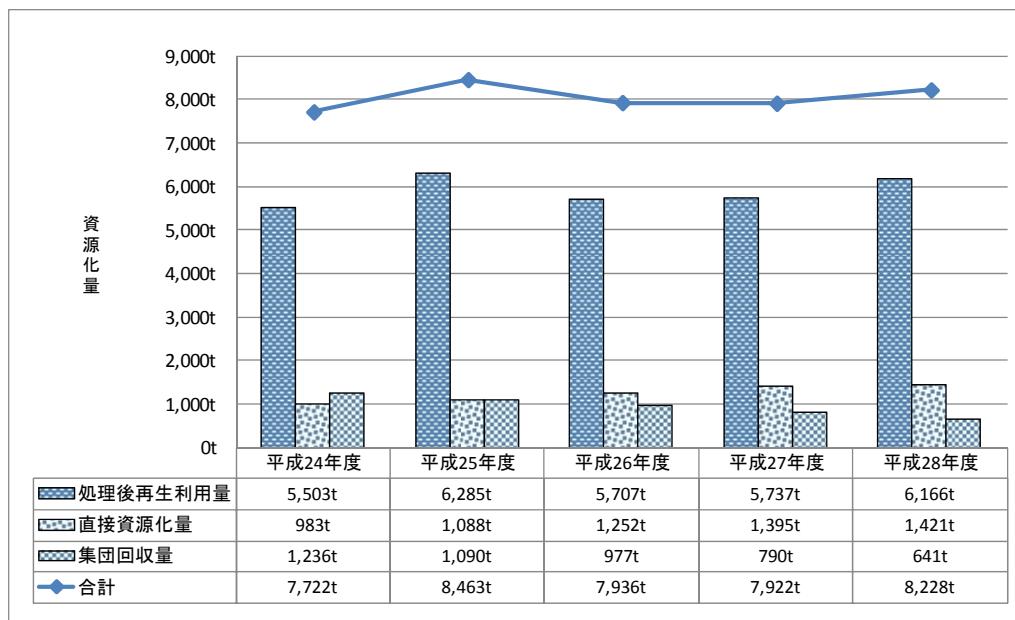
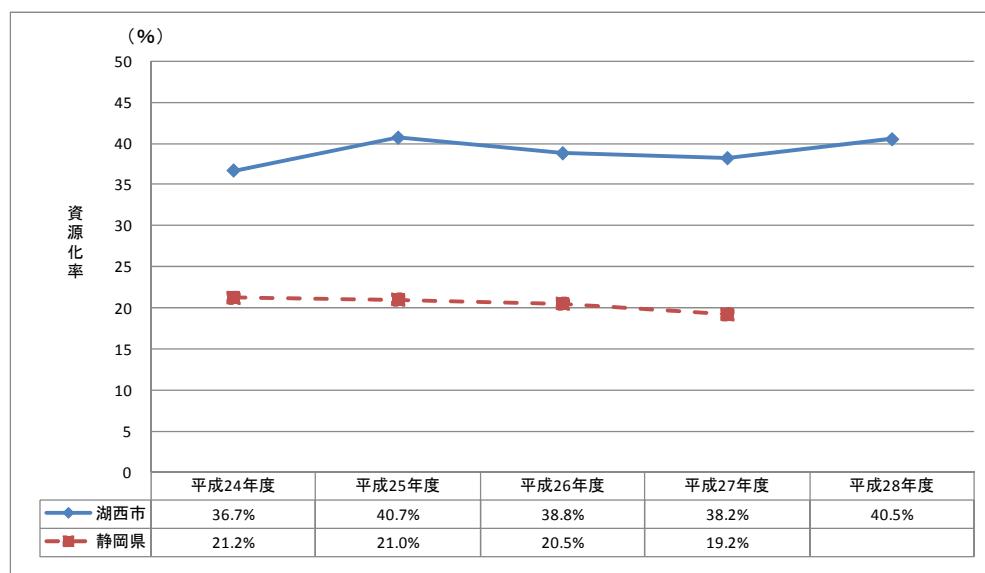


図 2-5 資源化量の推移

(2) 資源化率※

本市における平成24年度から平成28年度までの過去5年間の資源化率は、増減はあるものの増加傾向を示しており、県平均と比較すると約20%上回っています。

※資源化率（%）：（処理後再生利用量+直接資源化量+集団回収量）/（処理量+集団回収量）×100



※：静岡県の平成28年度値は平成30年1月時点で未公表。

図 2-6 資源化率の推移

(3) 生ごみ堆肥化容器等補助実績

本市ではごみの減量化・資源化を図ることを目的に、昭和61年度から生ごみ堆肥化容器及び電気生ごみ処理機の購入者に対する補助金の交付や、生ごみ消滅型容器「キエーロ」の無料配布を実施することで自家処理を推進しています。

平成24年度から平成28年度までの過去5年間の生ごみ堆肥化容器等補助実績は以下のとおりです。生ごみ堆肥化容器及び電気式生ごみ処理機の補助基数と補助金の申請世帯数は減少傾向を示していますが、キエーロの配布数は平成27年度から平成28年度にかけて大幅に増加しています。なお、平成29年度においても前年度と同様の水準で配布数を伸ばしています。

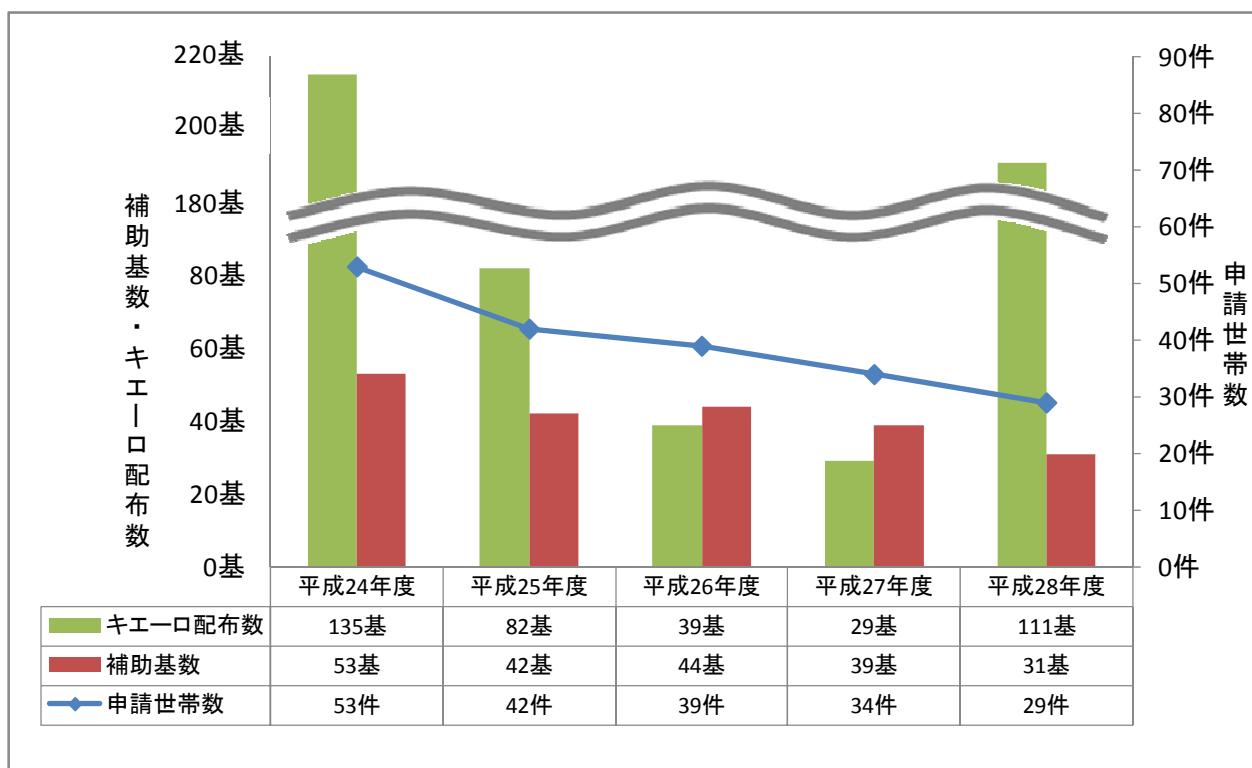


図2-7 生ごみ堆肥化容器等補助実績

3. 収集運搬の現状

本市のごみの収集は燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、粗大ごみ及びその他に分別されます。燃やせるごみは週2回、燃やせないごみは隔週1回の割合で、ごみステーションに市指定の袋で出されたものを回収しています。資源物及びその他は湖西地区では常設の資源物回収拠点の指定コンテナに排出され、新居地区ではごみステーションに設置された袋状のネットに排出されたものを委託業者により回収しています。粗大ごみは直接搬入を原則とし、排出困難者については、行政による戸別収集を実施しています。また、一時多量等のごみ出しが必要な住民には、許可業者による回収を案内しています。

表 2-4 ごみ収集状況

区分	収集形態	収集回数		排出方法	
		湖西地区	新居地区		
資源物	委託	2回／週		ステーション排出	
		1回／隔週		ステーション排出	
		1回／隔週		資源物回収拠点 (湖西地区)	
		常設	1回／週		
		常設	1回／隔週		
		常設	1回／隔週	ステーション排出 または 資源回収拠点 (新居地区)	
		常設	1回／週		
		常設	1回／週		
		常設			
		常設			
その他	行政回収	常設	1回／月	直接搬入	
		常設	1回／月		
粗大ごみ	自己搬入	—		直接搬入	
	行政回収	—		戸別収集	

4. 中間処理の現状

(1) 中間処理施設の概要

本市の中間処理施設のうち、可燃ごみ処理施設である焼却施設は、現在、浜松市へ燃やせるごみの処理を委託していることから休止しています。

不燃物処理施設であるリサイクルプラザは、5時間で30tの不燃物を処理する能力をもつ破碎機を有し、不燃物、粗大ごみ、資源物の分別処理をしています。

また、平成10年6月に旧環境センター焼却施設を、平成23年3月に新居焼却場を廃止しましたが、現在も建屋が残っている状況です。

表2-5 中間処理施設の概要

名 称	湖西市環境センター	
	焼却施設 (平成22年11月から休止中)	リサイクルプラザ
	可燃ごみ処理施設	不燃物処理施設
所在地	湖西市吉美3294-47	
敷地面積	35,523m ²	
着 工	平成7年9月	
竣 工	平成10年7月	
処理方式 及び能力	焼却	破碎・選別
	全連続燃焼式焼却炉	高速回転式破碎機 低速回転式破碎機
	60 t / 24 h × 2系統	30 t / 5 h
	炉形式：流動床式	分別方式： 磁気・アルミ選別 及び手選別（9種選別）

表2-6 廃止済みの施設の概要

名 称	旧湖西市環境センター ごみ焼却施設 (平成10年6月廃止)	新居焼却場 (平成23年3月廃止)
	可燃ごみ処理施設	可燃ごみ処理施設
所在地	湖西市吉美3294-47	湖西市新居町新居内山931-123
処理方式 及び能力	焼却	焼却
	機械化バッチ燃焼炉	機械化バッチ燃焼炉
	60 t / 16 h	12.5 t / 8 h × 2系統

(2) 中間処理の状況

リサイクルプラザにおける平成24年度から平成28年度までの過去5年間の中間処理量（高速破碎機による破碎処理量）は、増減はあるものの減少傾向を示しています。

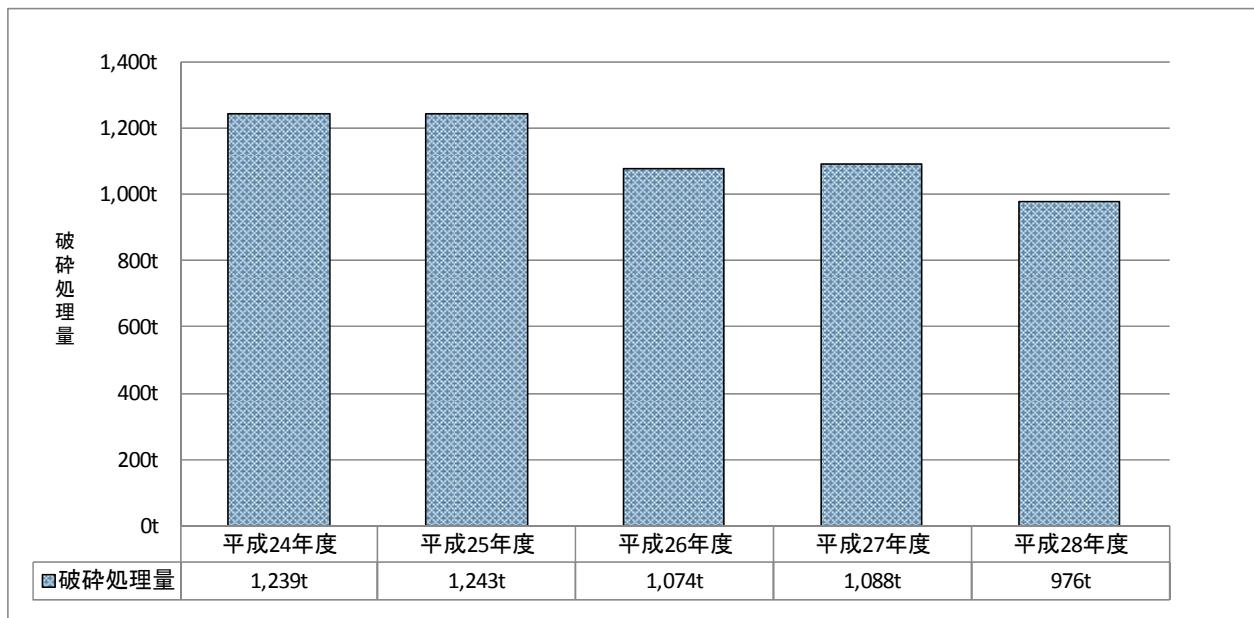


図2-8 中間処理量（高速破碎機による破碎処理量）の推移

5. 最終処分の現状

(1) 最終処分場の概要

本市は笠子廃棄物処分場及び新居一般廃棄物処分場の2処分場を有し、現在、中間処理後の破碎残さ等の埋立処分を新居一般廃棄物処分場で行っています。新居一般廃棄物処分場は約85,000m³の埋立容量を有していますが、平成28年度末の残余容量は約13,000m³で、今後の埋立可能年数は約20年と見込まれています。

表2-7 最終処分場の概要

名 称	湖西市笠子廃棄物処分場	湖西市新居一般廃棄物処分場
所在地	静岡県湖西市 白須賀3985-1961	静岡県湖西市 新居町内山2263
埋立地面積 (当初)	14,230m ² (一般廃棄物) 18,540m ² (産業廃棄物)	15,000m ²
埋立容量	143,575m ³ (一般廃棄物) 198,165m ³ (産業廃棄物)	85,473m ³ (変更後)
敷地面積	124,999m ²	20,747m ²
着 工	昭和63年12月	昭和58年9月
竣 工	平成2年3月	昭和59年3月
埋立方式	サンドイッチ方式 (セル工法)	サンドイッチ方式
埋立対象物	一般廃棄物及び産業廃棄物安定5品目 (ガラス 及び陶磁器くず、金属くず、プラスチック類、 ゴムくず、ガレキくず)	焼却残さ及び不燃物残さ等
浸出水処理	日平均50m ³ 、日最大260m ³	日平均50m ³ 、日最大150m ³

(2) 最終処分の状況

本市における平成24年度から平成28年度までの過去5年間の最終処分量は、増減はあるもののやや減少傾向を示しています。浜松市に委託している燃やせるごみの中間処理によって発生する飛灰は平成25年度が700tを超えていましたが他の年度は600t程度でほぼ横ばいとなっています。リサイクルプラザから搬出される破碎残さは減少傾向を示していますが、ガレキ等の不燃残さは増減を繰り返しています。

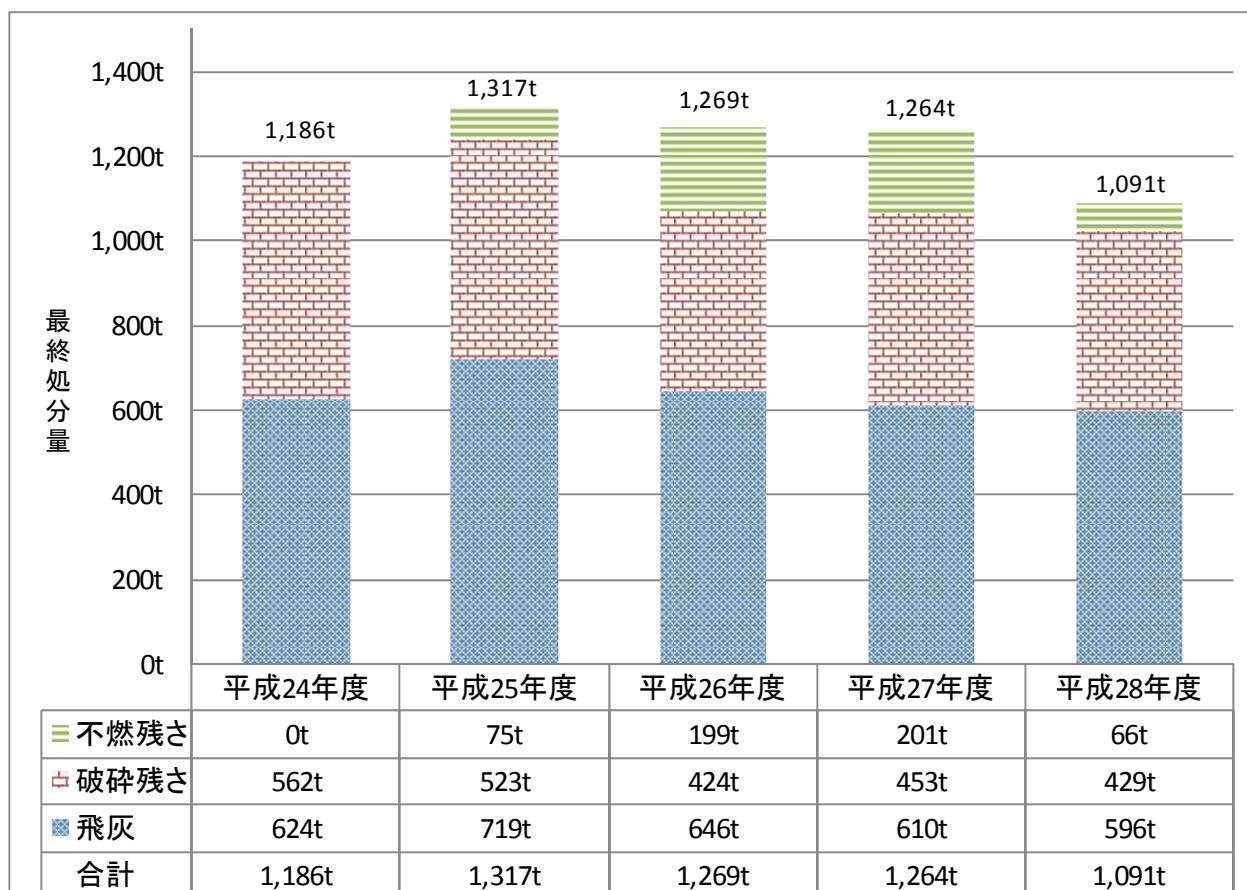


図2-9 最終処分量の推移

6. ごみ処理経費の現状

本市における平成24年度から平成28年度までの過去5年間のごみ処理経費は、人件費が過去5年間を通して減少し続けており、処理費・維持管理費及び委託費は増減を繰り返しています。ごみ1t当たりの処理費は、ごみ処理量が横ばいに推移しているにも関わらず、やや減少傾向を示しています。

表2-8 ごみ処理経費

単位：千円

項目/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処理費及び維持管理費					
人件費	101,884	90,441	83,797	76,543	84,526
処理費					
収集運搬	1,074	6,952	4,096	3,378	5,299
中間処理	72,071	92,243	78,394	79,706	82,151
最終処分	39,106	66,337	71,979	58,326	37,242
その他	0	0	0	0	0
小計	112,251	165,532	154,469	141,410	124,692
車両購入費	0	0	0	0	0
委託費					
収集運搬	282,450	267,004	278,257	281,339	282,141
中間処理	620,085	496,914	494,239	512,979	449,633
最終処分	137	2,647	1,048	882	3,516
その他	6,804	7,032	7,435	5,836	12,810
小計	909,476	773,597	780,979	801,036	748,100
その他	29,527	58,339	76,985	66,267	68,102
合計	1,153,138	1,093,569	1,096,230	1,085,256	1,025,420
年間ごみ処理量(t)	21,063	20,804	20,469	20,763	20,326
ごみt当たり処理費(千円/t)	55	52	54	52	50

7. 本市におけるごみ処理の評価

(1) 「湖西市一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月）」との比較による評価

①目標値の達成状況

本市が平成24年度に策定した湖西市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画（平成24年度）」という。）では、最終目標年度である平成32年度に本市が達成すべき目標値を設定しています。ここでは、前項で整理したごみ処理に係る実績と、基本計画（平成24年度）における目標を比較し、現状の推移により最終目標年度において目標の達成が見込めるかについて評価を行います。

基本計画（平成24年度）は、平成23年度に策定された「新・湖西市総合計画」（以下、「総合計画」という。）における目標値を採用しています。現状（平成28年度実績）と基本計画（平成24年度）の目標値と比較すると、リサイクル率はすでに達成しており、平成32年度において達成が見込めます。一般廃棄物排出量（1人1日当たり）、ステーション可燃ごみの収集量及びそのうちの生ごみ量については、平成23年度よりは減少していますが、近年は横ばいに推移しており、目標の達成は困難な状況です。

今後は、平成35年度からの焼却施設の再稼働に向け、処理方式の変更による資源化率や最終処分量への影響を考慮しつつ、新たな目標値を検討していく必要があります。

表2-9 実績と「湖西市一般廃棄物処理基本計画（平成24年度）」との比較

指標 ^{※1}	基本計画（平成24年度）		現状 平成28年度	達成 見込み
	平成23年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)		
一般廃棄物排出量（1人1日当たり） ^{※2}	1,085 g	860 g	921 g	×
ステーション可燃ごみの収集量 ^{※3}	10,700 t	7,600 t	8,966 t	×
（うち生ごみの収集量）	(6,000 t)	(3,000 t)	(3,766t)	×
廃棄物最終処分量 ^{※4}	861 t	440 t	495 t	○
リサイクル率 ^{※5}	18%	37%	40.5%	○

^{※1}：指標は総合計画で使用されている用語を用いているため、本計画で使用している用語と整合しない場合があります。

^{※2}：総ごみ排出量（集団回収量を含む）÷人口÷年間日数×10⁶ (g)

^{※3}：家庭系燃やせるごみ収集量

^{※4}：リサイクルプラザで処理後最終処分される不燃残さ

^{※5}：資源化率 (p. 15 参照)

②施策の達成状況

ここでは、基本計画（平成24年度）において設定した基本施策の実施状況について整理・評価を行います。

施策の内容及び実施状況は以下に示すとおり、多くの施策を新たに実施または継続実施しました。実施しなかった施策についても、実施を検討した結果、本市の地域社会の状況を踏まえて実施を見送っているもの、または取り止めたものもあります。

●ごみの排出

○：実施継続 △：検討の結果未実施または一部実施、継続 ×：未実施

施策の内容	実施状況
施策1 市民の自主的な活動につながるPRの推進	
○ 広報等によるごみに関する啓発の実施	・実施継続
○ ごみ減量説明会、イベント等でのPRの実施	
○ 3R活動の推進に向けた啓発の実施	
施策2 包装紙、レジ袋等の減量	
○ マイバッグ持参運動の推進	・大型店舗のレジ袋有料化の実施により、マイバックの持参は市民に広く定着。
○ 店舗等との連携による啓発活動の推進	
施策3 生ごみの減量	
○ エコ・クッキングに関する情報の提供	・水切り器を無料配布し、現在普及活動中。 ・キエ一口の配布を継続。配布数は平成28年度から急激に増加。
○ 生ごみ排出時の水切りの徹底	
○ 消滅型容器(キエ一口)の普及啓発	
施策4 生ごみ処理機の購入の促進	
○ 生ごみ処理機等の購入補助の継続実施	・実施継続
○ 補助制度利用状況の把握及びPRの推進	
施策5 エコショップ(環境にやさしいお店)のPR推進	
✗ 各店舗における取り組み推進の働きかけ	・検討の結果、効率的な実施が困難と判断し未実施。
✗ 環境にやさしいお店の紹介	
施策6 ごみ処理手数料の徴収	
○ 直接搬入ごみの有料化実施	・実施継続
施策7 自己処理責任の周知徹底、指導強化	
△ 事業系ごみの排出者責任の周知徹底	・ごみステーションに事業系ごみが混入した例もあり、周知徹底等を継続。
△ 事業系ごみの排出ルールの徹底・指導	
○ 搬入事業系ごみの展開検査の実施	
施策8 事業系ごみの減量・資源化の促進	
○ 事業者向けパンフレットの配布	・事業所への立ち入り検査は未実施。
✗ 事業所への立ち入り検査と指導の実施	
○ 事業系生ごみ処理機補助制度の検討	

施策の内容		実施状況
施策9 事業系ごみの手数料額の検討		
△	手数料額の検討	・手数料の見直しを継続。
○	近隣市町の動向調査の継続	
施策10 集団回収の促進		
○	リサイクル活動交付金の交付	・見直し後の方針を平成30年度から適用。
○	集団回収の利用に向けた啓発推進	
○	リサイクル活動交付金額の検討	

●環境に配慮した適正な処理の推進

施策の内容		実施状況
施策11 効率的な収集・運搬体制の構築		
○	収集運搬体制の見直しの検討	・実施継続
○	収集区分の検討	
○	収集品目の検討	
施策12 ごみステーションの適正な管理		
○	ごみステーションや資源物回収拠点の状況把握	・現状では市民の協力により、ごみステーションは適切に管理。 ・管理要綱は未制定。
○	地域住民との連携による管理体制の構築	
×	ごみステーション管理要綱の制定	
施策13 ごみ出しが困難な市民に対する支援の検討		
○	粗大ごみの戸別収集の実施	・実施継続
○	ふれあい収集の実施	
施策14 中間処理施設の維持・整備		
○	施設の維持・改修の計画的な実施	・焼却施設の再稼働を決定。 ・新居焼却場の跡地利用の検討を継続。
○	環境センターの焼却施設の利用検討	
△	新居焼却場の跡地利用計画の検討	
施策15 残渣の資源化の検討		
×	ごみ処理施設破碎残さの資源化検討	・焼却施設の再稼働後は焼却処理を予定しているため未検討。
施策16 バイオマス活用の検討		
×	バイオマス(生ごみ)の活用方法の検討	・キエ一口の普及を強化し、バイオマス活用の検討は未実施。
×	生ごみ収集方法の研究	
×	バイオガス発電の情報収集	
施策17 環境保全対策の推進		
○	ごみ処理施設における環境保全対策の継続実施	・実施継続
施策18 最終処分場の適正な管理		
○	最終処分場の適正な管理の推進	・実施継続
○	借地の購入、交換の推進	

施策の内容		実施状況
施策19 適正処理困難物への対応		
<input checked="" type="radio"/>	適正処理困難物処理方法の情報提供	・在宅医療系廃棄物は適正処理に関する注意喚起を強化継続。
<input checked="" type="radio"/>	在宅医療系廃棄物の適正処理に関する協議を実施	
施策20 不法投棄の防止		
<input checked="" type="radio"/>	不法投棄監視体制の強化	・実施継続
<input checked="" type="radio"/>	不法投棄に対する厳格指導・対応	
<input checked="" type="radio"/>	不法投棄防止に向けた啓発	

●市民協働による取り組みの推進

施策の内容		実施状況
施策21 ごみの分別精度の向上		
<input checked="" type="radio"/>	ごみの出し方についての情報提供	・本市は維持管理員制度に対する補助金の交付を廃止。 ・出前講座等を活用し、ごみ出しルールの徹底を呼びかけ。
<input checked="" type="radio"/>	ごみステーション維持管理員・資源物回収拠点維持管理員の研修の実施	
<input checked="" type="radio"/>	ごみステーションにおける指導の強化	
施策22 調整役としての役割の推進		
<input checked="" type="radio"/>	市民・事業者・行政の協働体制の構築	・実施継続
施策23 関連部署・関係機関等との連携強化		
<input checked="" type="radio"/>	府内の関連部署との連携による事業の推進	・実施継続
<input checked="" type="radio"/>	関係機関等との連携体制の構築	

(2) 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による評価

ここでは「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(環境省)」を用いて、人口や産業構造等が本市と類似している自治体と、ごみ処理事業の比較評価を行います。評価を行う指標は以下に示すとおりです。

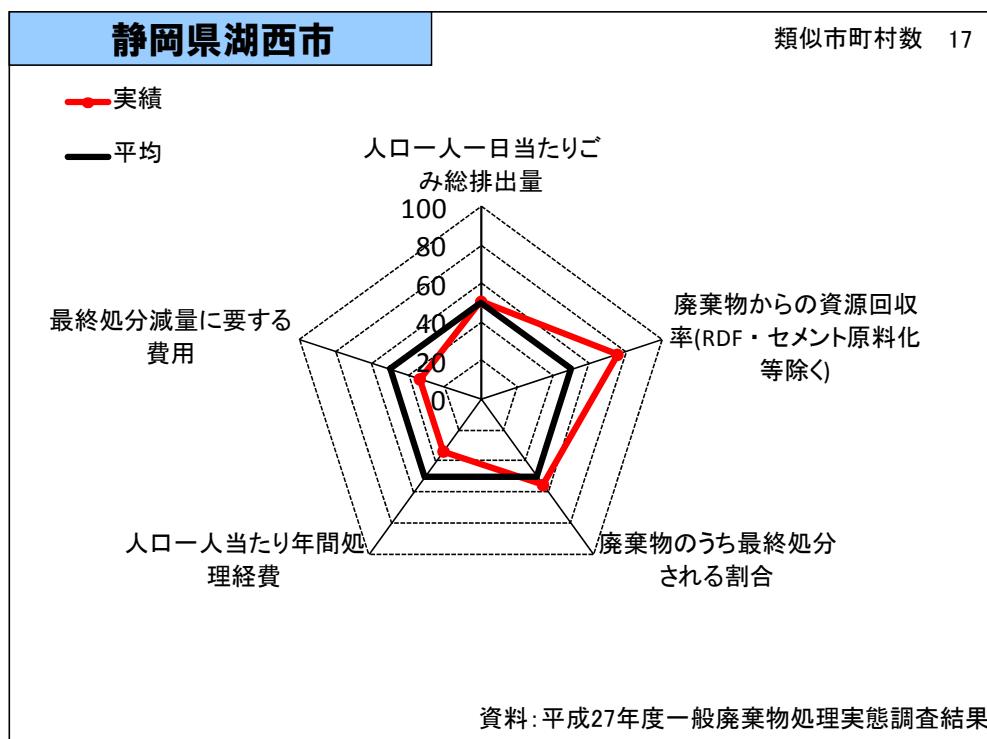
標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365(or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 ³	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

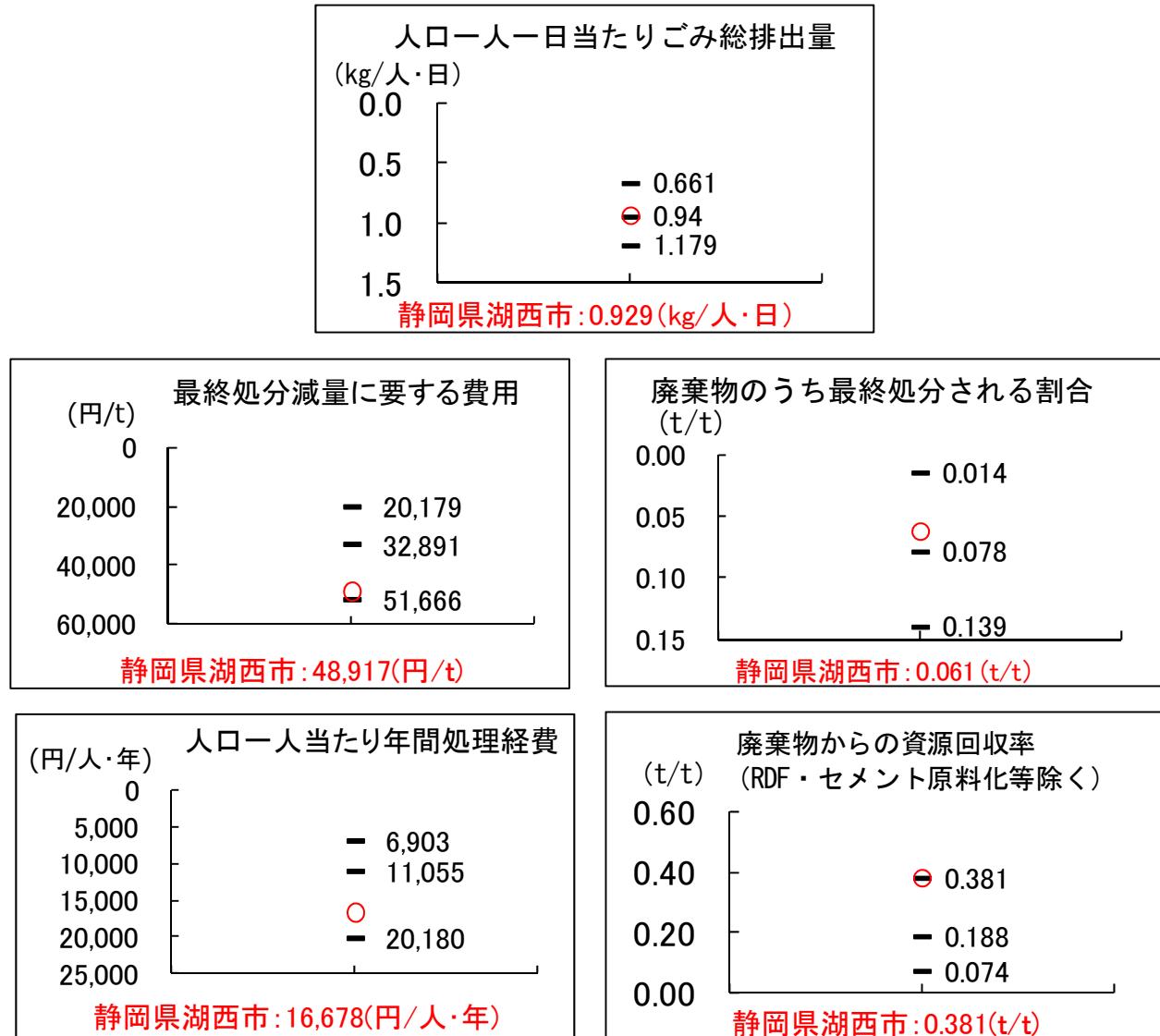
「人口一人一日当たりごみ総排出量」(1人1日当たりのごみ排出量)は0.929 kg/人・日、「廃棄物のうち最終処分される割合」は0.061 t / tであり、類似団体平均よりも排出量及び最終処分量が低減されています。

「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等を除く)」については0.381 t / tであり、類似団体のうち最も高い自治体となっています。

「人口一人当たり年間処理経費」は16,678円/人・年、「最終処分減量に要する費用」は48,917円/tと類似団体平均費用を上回っており、費用対効果に関する指標は類似団体と比較して良くありません。

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	II	50,000人以上～100,000人未満
	産業構造	0	II次・III次人口比95%未満、III次人口比55%未満





標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.971	0.186	0.063	14,180	39,394
最大	1.707	0.381	0.142	34,394	84,142
最小	0.61	0.089	0.001	7,334	22,820
標準偏差	0.26	0.059	0.041	6,404	14,103
当該市町村実績	0.929	0.381	0.061	16,678	48,917
偏差値	51.6	83.1	50.4	46.1	43.2

図 2-10 市町村一般廃棄物処理システム比較分析表

第3章 ごみ処理に関する課題

1. ごみの排出に関する課題

(1) 生ごみの減量

本市では燃やせるごみの処理を浜松市に委託していることから、委託費削減のため、燃やせるごみの減量化を推進してきました。本市の焼却施設の再稼働後も、ごみの減量化は収集・運搬費等のごみ処理費用の削減に繋がることから、減量化に向けた取組を継続していく必要があります。特に、燃やせるごみの半分を占めている生ごみは水分が多いため、水切り等による減量の余地があります。また、水分の多い生ごみを減量すると、焼却に必要な燃料を削減し、安定的な燃焼を行うことができます。このことから、今後、本市が自ら実施する燃やせるごみの処理を長期的に維持していくためには、生ごみの減量化を重点的に行う必要があります。

(2) ごみの分別

燃やせるごみの中には、古紙や古布等、資源化可能なものが混入しています。資源化の推進と燃やせるごみの排出量を減らすために、ごみの分別に対して消極的な市民への周知や転入者などへの啓発により、更なる分別の徹底を図る必要があります。

(3) 収集方法

本市の資源物は委託業者により収集されています。現在は、合併前の旧湖西市域（以下、「湖西地区」と言う。）及び旧新居町域（以下、「新居地区」と言う。）で分別方法は統一されていますが、ガラスびん、飲料水缶、ペットボトル等の資源物の収集方法には違いがあります。今後、本市の焼却施設の再稼働も控えており、より効率的な収集・運搬体制及び処理体制を構築するため、分別区分及び収集方法を検討する必要があります。

(4) ごみステーションの管理

ごみステーションの管理については、現在も地元自治会が積極的に活動していますが、今後も市民協働の観点から地元自治会の積極的な活動が求められます。

なお、現在、本市ではステーション管理に必要な資材の提供を行っています。今後も引き続きステーション管理に必要な資材の提供を継続し、併せて収集作業の効

率化や安全性の確保と市民一人ひとりの排出マナーの向上に向けた普及啓発を継続して実施する必要があります。

(5) ごみ処理手数料の徴収

国では、ごみの排出抑制や再生利用の推進、ごみの排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、ごみ処理の有料化を推進する考えを示しています。本市においては、収集・運搬している燃やせるごみ、燃やせないごみ及び直接搬入による粗大ごみ等については有料化を導入していますが、今後は必要に応じて手数料を見直していく必要があります。

(6) 事業系ごみ排出事業者への指導強化

本市は浜松市へのごみ処理委託費削減のため、事業系ごみについても家庭系ごみと同様に減量・資源化を促進するための取組を実施してきました。しかし、事業系ごみがごみステーションへ排出される等、排出ルールが徹底されていないことが問題となっています。今後は、事業系ごみの減量・資源化に向けた取組を継続するとともに、事業系ごみ排出事業者への指導強化を行う必要があります。

(7) 高齢者・障がい者対策

高齢化社会及び核家族化の進行に伴い、ごみステーションまでごみ出しをすることが困難な世帯が増加しています。本市では、ごみ出しが困難な市民への支援として、粗大ごみの戸別収集やふれあい収集を実施しています。今後も、一人暮らしの高齢者や障がい者にとってごみを出しやすい環境を継続して整備していく必要があります。

2. ごみの資源化に関する課題

(1) 分別収集に関すること

①資源物の収集方法

本市のびん、飲料水缶、ペットボトルの収集方法は湖西地区と新居地区で異なり、湖西地区では資源物収集拠点のボックスに排出されたものを、新居地区ではごみステーションに設置された網かごや袋状のネットに排出されたものを回収しています。合併以前の収集方法が継続して行われているため、排出方法及び収集方法の統一化を検討する必要があります。

②古紙、古布の回収

本市では古紙、古布は拠点で常時回収を実施しており、市内の古紙回収場所は39か所、古布の回収場所は4か所となっています。古紙、古布の回収促進を図るためにには、回収場所を増やす必要があります。

③剪定枝・竹・草の資源化の継続

本市では近年、剪定枝・竹・草の資源化を開始し、平成28年度の排出量は、家庭系が1,549t、事業系が1,377tで、年々増加傾向を示しています。今後も排出量は増加していくことが見込まれるため、資源化を安定的に継続させるための方策を検討する必要があります。

④集団回収

本市の集団回収は、ごみステーションへの排出が困難な市民への支援を主な目的とし、地域の子ども会や小中学校のPTAが中心となって実施されています。集団回収量は、行政による古紙、古布回収や店舗での回収ボックス設置などの影響もあり、過去5年間では減少し続け、平成28年度の排出量は641tでした。

しかしながら、集団回収については循環型社会の形成に向けて市民一人ひとりが協力し、環境意識が構築されることが期待されます。また、参加する子どもたちの教育的な効果もあり、今後も継続していく方策を検討する必要があります。

⑤小型家電のリサイクルの普及・推進

本市では平成25年度の小型家電リサイクル法の施行に伴い、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」に参加し、国の支援を受け、市内に小型家電（パソコン・携帯電話）回収システムを整備しました。今後は、収集する品目の拡大とともに、適切な回収、再商品化がなされるような方策を検討する必要があります。

（2）資源化促進に関するこ

①資源化率の向上

本市のごみ処理は、浜松市への燃やせるごみの処理委託費をできる限り削減するために、ごみの分別区分を設定し、減量化と資源化を促進してきました。今後は、本市の焼却施設の再稼働に併せて、燃やせるごみ処理方針に基づいた処理体系を確立する必要があります。そのため、新たな資源化の方策を検討するとともに、ごみ

処理に係る経費を考慮しつつ、資源化率の向上を図る必要があります。

②燃やせないごみの前処理の検討

現在、燃やせないごみとして搬入されるごみの中には、資源化可能なペットボトルや飲料水缶などが混入しており、燃やせるごみと併せて分別の徹底を図る必要があります。今後、市民への分別徹底を啓発しつつ、リサイクルプラザに搬入される燃やせないごみから資源物の分別回収をする方策を検討する必要があります。

③焼却残さの資源化の検討

浜松市に委託している燃やせるごみの中間処理によって発生する溶融スラグは、建設資材として資源化されていますが、本市の焼却施設の再稼働後は、焼却処理に伴い焼却残さが発生します。焼却残さは最終処分場での埋立処分が基本の処分方法となります。最終処分場に埋立処分できる量は有限のため、埋立処分量を減らして最終処分場をできる限り長期使用するため、焼却残さの資源化を検討する必要があります。

④食品リサイクルの検討

食品リサイクル法の施行に伴い、法に準拠した食品リサイクルを検討している市内企業もあることから、本市においても事業者の情報を収集するとともに、リサイクルを推進する体制の整備を進める必要があります。

3. ごみ処理施設に関する課題

(1) 環境センター焼却施設の整備

本市では、平成36年1月に浜松市への燃やせるごみの処理委託期間が終了することから、現在休止している環境センター焼却施設の基幹的設備改良工事を実施し、焼却施設を再稼働する計画をしています。

今後は、本市での安定的な焼却処理を継続するため、中間処理施設としての機能の維持管理とともに、今後想定される分別区分の変更に対応できる施設整備の検討を行う必要があります。

(2) 環境センターストックヤードの不足

本市では資源化率向上の施策により、環境センターに搬入される資源物量が増加していますが、一部の資源化作業においてストックヤードが不足し、効率的な資源

化処理が困難となっています。今後も効率的で安定的な資源化作業（資源物の搬入及び処理）を継続させるため、施設整備も含めた対策を検討する必要があります。

（3）最終処分場の維持管理

本市の最終処分場は、新居一般廃棄物処分場と笠子廃棄物処分場があります。現状では、燃やせるごみの処理を浜松市に委託していることから最終処分場の処分量が大幅に減少していますが、焼却施設の再稼働に伴う処理方式の変更等により、処分量が大幅に増加することが想定されます。このことから、最終処分量の削減及び効率的な処理を目指し、維持管理を適正に実施していく必要があります。

（4）環境保全対策の検討

本市の焼却施設は平成36年2月から再稼働する予定です。今後も、市民から信頼される焼却施設の運営を目指し、焼却施設再稼働後の環境保全対策について検討する必要があります。

（5）新居焼却場の利用計画の検討

新居焼却場は平成23年に停止し、現在は廃止状態となっています。今後は、敷地等の有効利用の観点から、跡地利用方法を検討していく必要があります。

4. その他ごみの適正処理に関する課題

（1）再生利用品の需要拡大

循環型社会の形成においては、ごみの中から資源化可能なものを増やすことで資源化率を向上させることと同様に、再生利用品が優先して使用されるように普及・啓発していくことも重要視されています。本市においても、市民や事業者の環境意識の向上のため、再生利用品の需要拡大に向けた取組を検討する必要があります。

（2）不法投棄

本市では不法投棄防止の啓発を実施していますが、依然として山間部やごみステーションなどの不法投棄が発生しています。不法投棄の処分は土地の管理者の責任で処理することが原則ですが、個人での対応が難しい場合は自治会との協働で回収を実施しています。

また、不法投棄については警察との連携を図り、排出者の特定に努めていますが、難しいのが現状です。

今後は、連携体制を強化して不法投棄防止を図るとともに、継続して通報体制の確立に努める必要があります。

(3) 廃家電の違法収集

近年、電化製品の無料回収などを標榜し家電品を露天で回収している業者が見られますが、そのほとんどが、一般廃棄物収集運搬業の許可、再生利用指定又は市町の委託を受けておらず、廃掃法に抵触するとの指摘が環境省からされています（平成24年3月19日付環境省通知）。本市においても市内で同様の回収を実施している状況が見られます。

また、回収品を野ざらしにするなど、管理体制や地域環境の保全の上でも問題があり、今後、立ち入り検査を実施し指導するなど体制の整備を検討する必要があります。

(4) 災害廃棄物

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要とされています。静岡県では、県内の市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項等をとりまとめた「静岡県災害廃棄物処理計画」を策定し、湖西市においても平成28年度に「湖西市災害廃棄物処理計画」を策定しています。今後は、湖西市災害廃棄物処理計画をもとに、発災時に迅速かつ適切な対応ができるよう、平時からの対策を実施する必要があります。

(5) その他

環境センターにおいて処理が困難なものや不適当なものは、市民及び事業者に排出抑制のPRを行い、適正処理されるように情報提供していく必要があります。

なお、在宅医療に伴い家庭から排出される在宅医療系廃棄物は、感染の恐れのある廃棄物が混入する恐れもあることから、関係医療機関と適正な処理方法について継続して注意喚起していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1. ごみ排出量及び処理量の見込み

(1) 人口の将来予測

本計画における本市の将来人口は、平成 28 年度に策定された湖西市人口ビジョンの推計値を採用し、中間目標年度である平成 36 年度は 57,367 人、最終目標年度である平成 42 年度は 56,099 人とします。

表 4-1 本市の将来推計人口

年 度	実 績	推 計	
	平成 28 年度	平成 36 年度	平成 42 年度
湖西市人口(人)	60,493	57,367	56,099

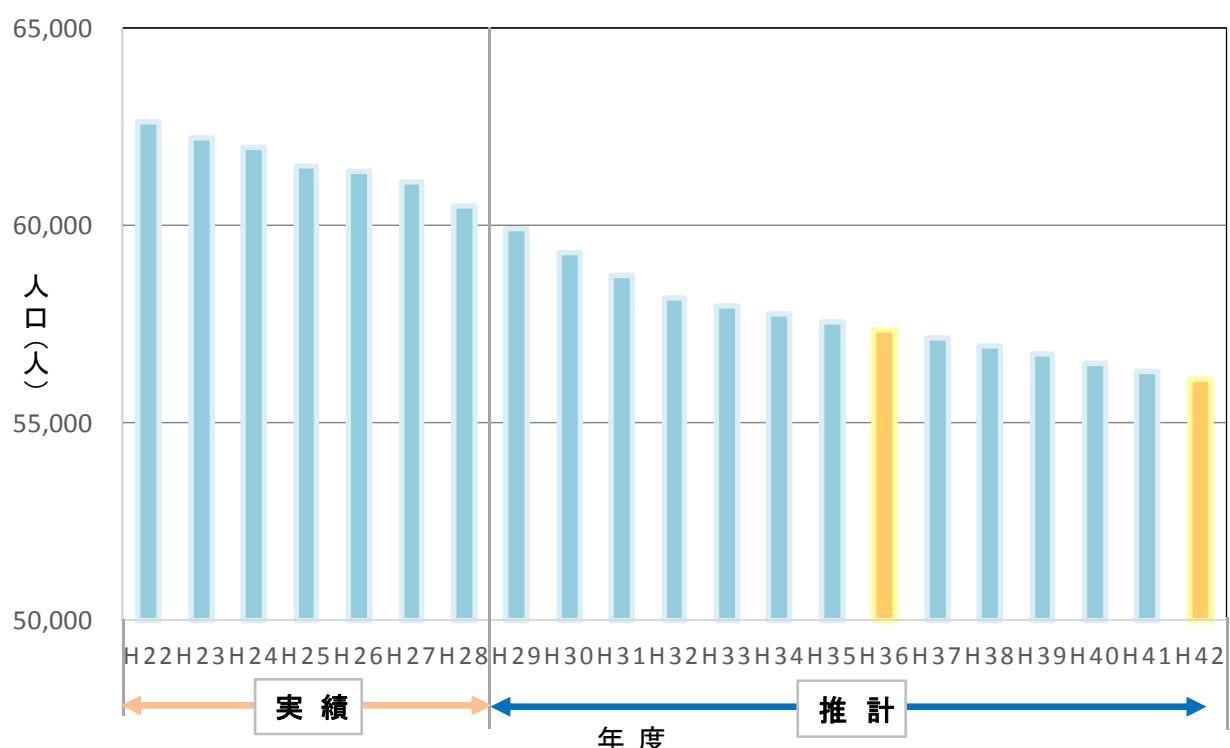


図 4-1 本市の将来推計人口

(2) ごみ排出量・資源化量及び最終処分量の将来推計値

本市の焼却施設の再稼働後は、浜松市において資源化していた溶融スラグが焼却残さとして排出されることから、資源化量の減少、最終処分量の増加が見込まれます。さらに、現在の分別区分の変更に伴い、燃やせるごみ量の増加や資源物の減少が見込まれます。

ごみの排出に関しては、現在の取組を継続し特に新たな施策を考慮しない場合の推計（トレンド予測）を行い、さらに、本市の焼却施設の再稼働による中間処理と最終処分の変化を考慮した場合の家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量（図4-2）、総資源化量及び資源化率（図4-3）、最終処分量及び最終処分率（図4-4）の将来推計値を示します。

家庭系ごみ排出量については、平成28年度が14,762tに対し、平成36年度が5.3%減の13,985t、最終目標年度の平成42年度が7.0%減の13,735tとなります。1人1日当たりごみ排出量については、平成28年度が921gに対し、平成36年度が0.7%増の927g、最終目標年度の平成42年度が1.3%増の933gとなります。

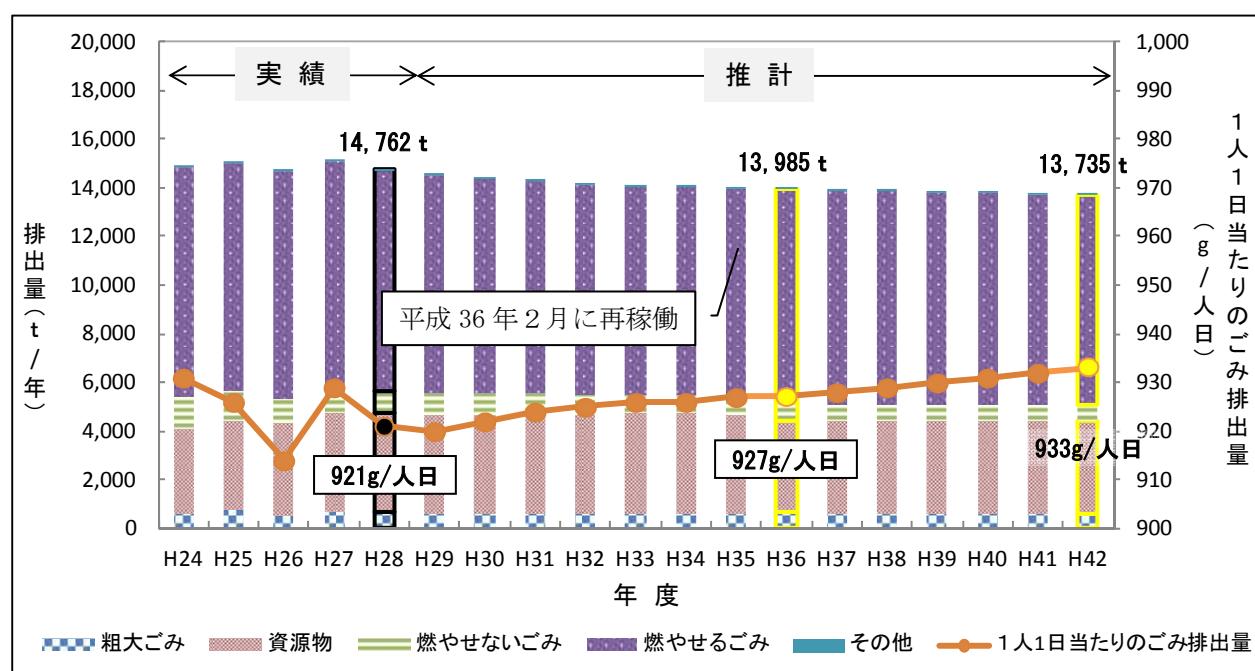


図4-2 家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の将来推計値

総資源化量と資源化率については、平成28年度が8,228t(40.5%)に対し、平成36年度が2,892t(14.9%)、最終目標年度の平成42年度が2,862t(14.9%)と大きく減少することになります。

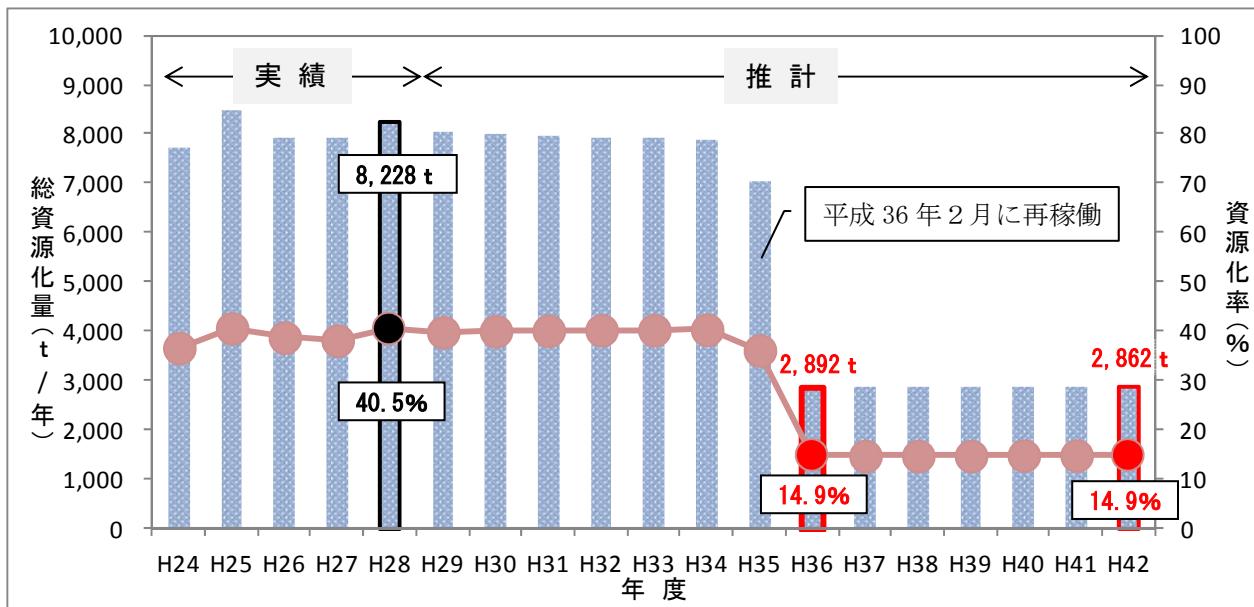


図 4-3 総資源化量及び資源化率の将来推計値

最終処分量と最終処分率については、平成 28 年度が 1,091 t (5.5%) に対し、平成 36 年度が 2,865 t (15.0%)、最終目標年度の平成 42 年度が 2,811 t (15.0%) となります。

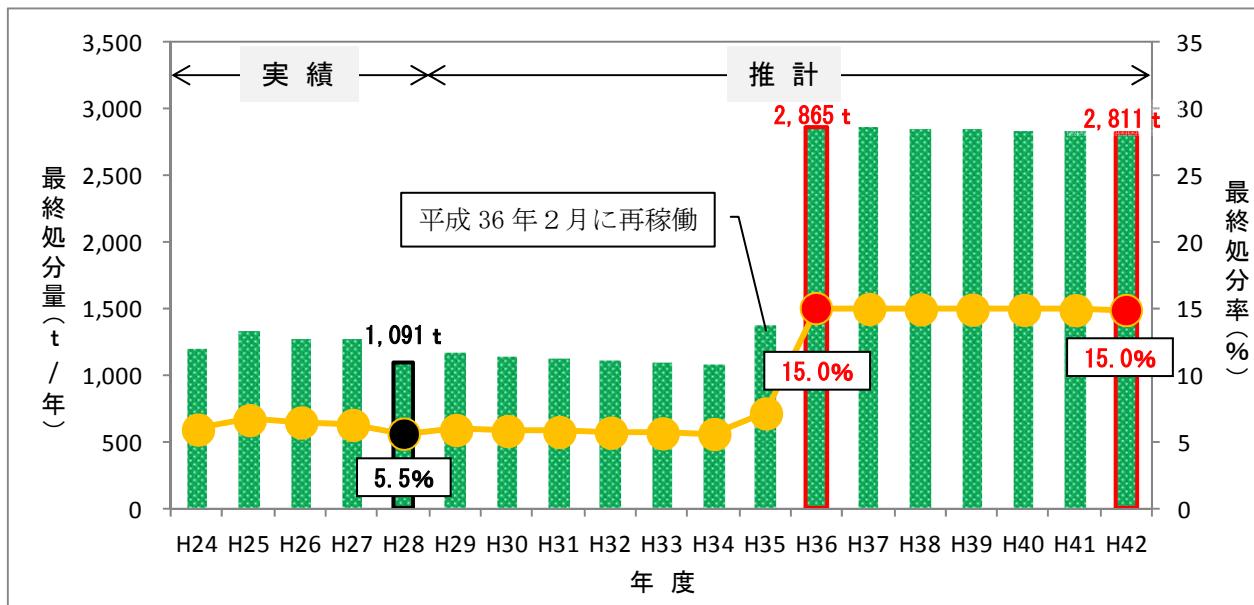


図 4-4 最終処分量及び最終処分率の将来推計値

上記のような将来推計値を受け、本市では、循環型社会を構築するため、本市のごみ処理における目標値を設定するとともに、施設の再稼働に伴う資源化率の低下や最終処分量の増加を改善する施策を策定し、取り組むものとします。

2. ごみの排出抑制の方策に関する事項

(1) 基本理念及び基本方針

本計画では、ごみの排出抑制、資源化・再生利用及び適正処理のあり方とその方向性を示すにあたり、計画の基本理念を新・湖西市総合計画のめざすまちの姿にある「自然と環境に配慮したまち」とします。

自然と環境に配慮したきれいなまち

ごみそのものの排出を抑制し、排出されるごみを資源としてできる限り再使用や再資源化を進める3Rの取組を進め、環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築し、良好な環境を次世代に引き継ぐことを目標にします。

基本理念を実現するため、本市のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

基本方針1 ごみの減量・リサイクルの推進

ごみの減量を基本とし、排出されたごみに対して可能な限りの資源化を行います。

基本方針2 環境に配慮した適正な処理の推進

排出されたごみは、可能な限り環境負荷の少ない適正な処理を行います。

基本方針3 市民協働による取組の推進

市民・事業者・行政の役割を明確にし、市民協働による取組を推進します。

循環型社会を構築するための概念図を、図4-5に示します。

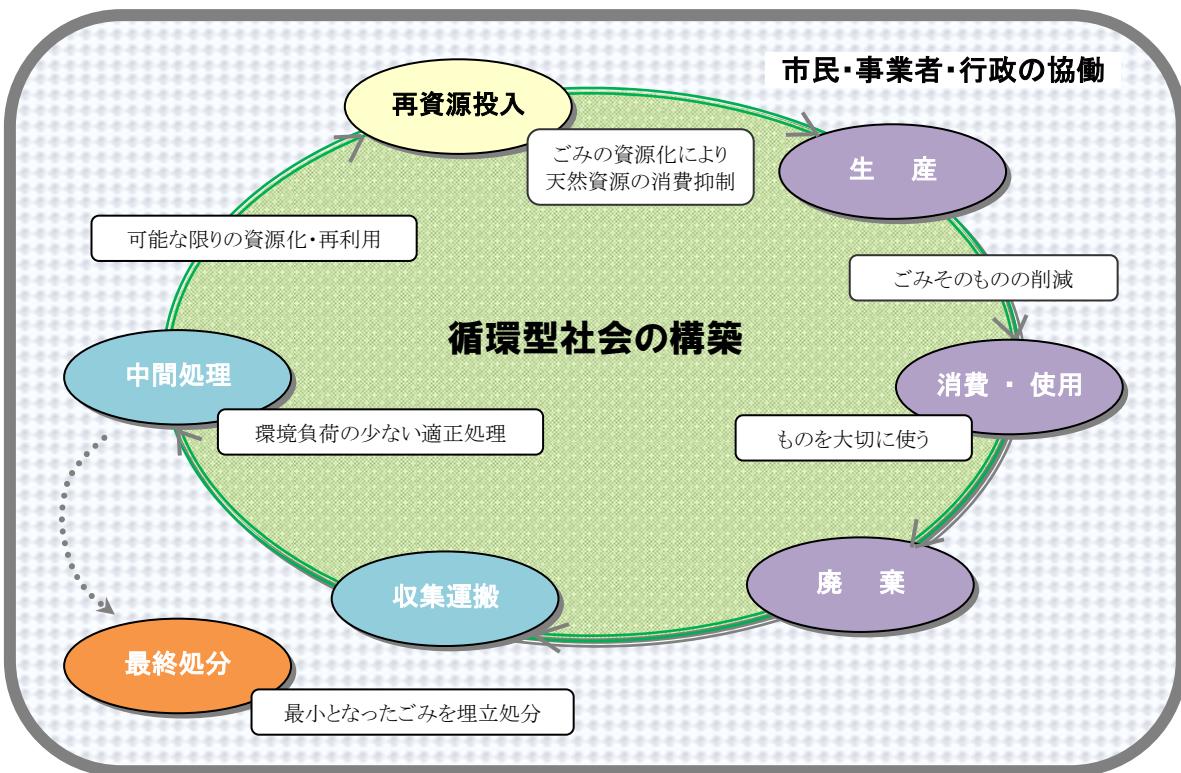


図4-5 資源循環型社会の構築の概念図

(2) 目標値

本計画における目標値は図4-6のとおりとします。本市の焼却施設の再稼働後は、分別区分を検討しながらごみ処理事業を進めることから、1人1日当たりごみ排出量や燃やせるごみの収集量は平成28年度実績より増加することが見込まれます。

しかし、前項で示した3つの基本方針に沿った基本施策を実行することで、資源化率の低下や最終処分量の増加を出来る限り抑制します。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①1人1日当たりごみ排出量 | 933 g/人日 |
| ②燃やせるごみの収集量 | 9,300 t |
| ③最終処分量 | 1,822 t |
| ④資源化率 | 34.7% |

図4-6 本計画の目標値（平成42年度）

図4-6で掲げた数値目標を目指した場合の家庭系ごみ排出量及び家庭系1人1日当たりごみ排出量(図4-7)、総資源化量及び資源化率(図4-8)、最終処分量及び最終処分率(図4-9)の将来推計を示します。

家庭系ごみ排出量については、平成28年度が14,762tに対し、平成36年度が5.3%減の13,985t、最終目標年度の平成42年度が7.0%減の13,735tとなります。家庭系1人1日当たりごみ排出量については、平成28年度が921gに対し、平成36年度が0.7%増の927g、最終目標年度の平成42年度が1.3%増の933gとなります。

総資源化量(資源化率)については、平成28年度が8,228t(40.5%)に対し、平成36年度が6,692t(34.5%)、最終目標年度の平成42年度が6,624t(34.7%)と、基本施策の実施によりリサイクルの推進を図り、できる限り減少を抑えます。

最終処分量(最終処分率)についても、平成28年度が1,091t(5.5%)に対し、平成36年度が1,884t(9.9%)、最終目標年度の平成42年度が1,822t(9.7%)と、焼却残さの資源化等を図り、できる限り増加を抑えます。

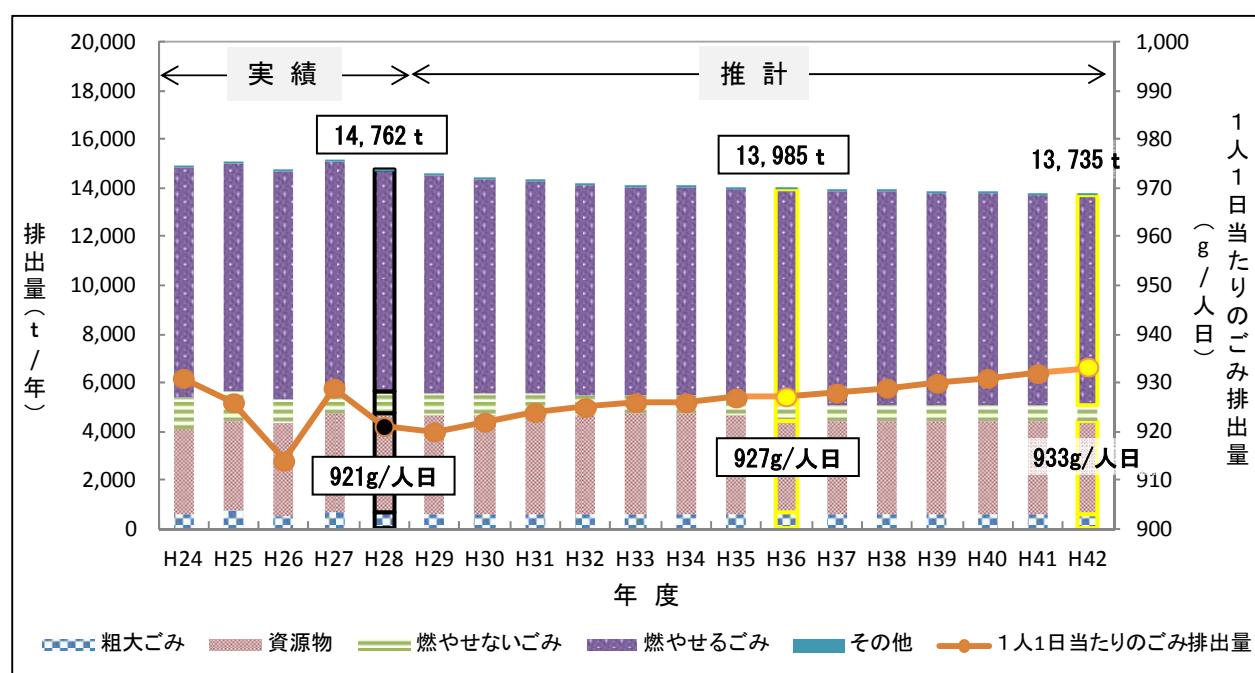


図4-7 家庭系ごみ排出量及び家庭系1人1日当たりごみ排出量の目標

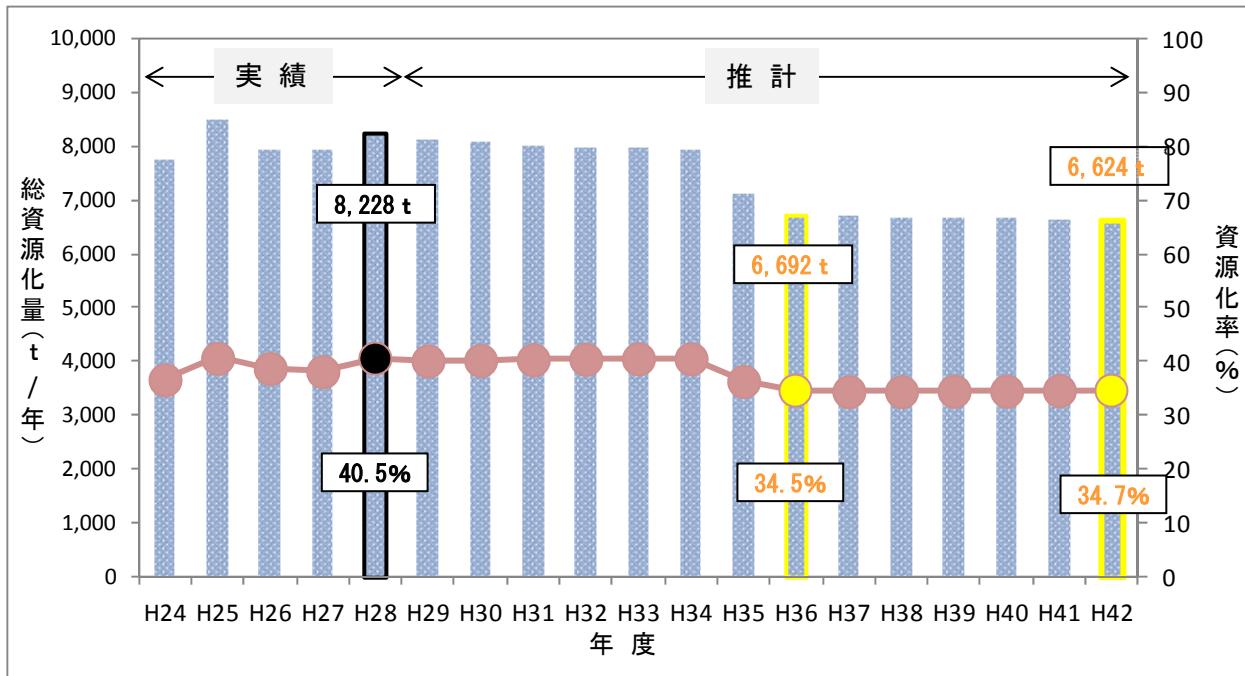


図 4-8 総資源化量及び資源化率の目標

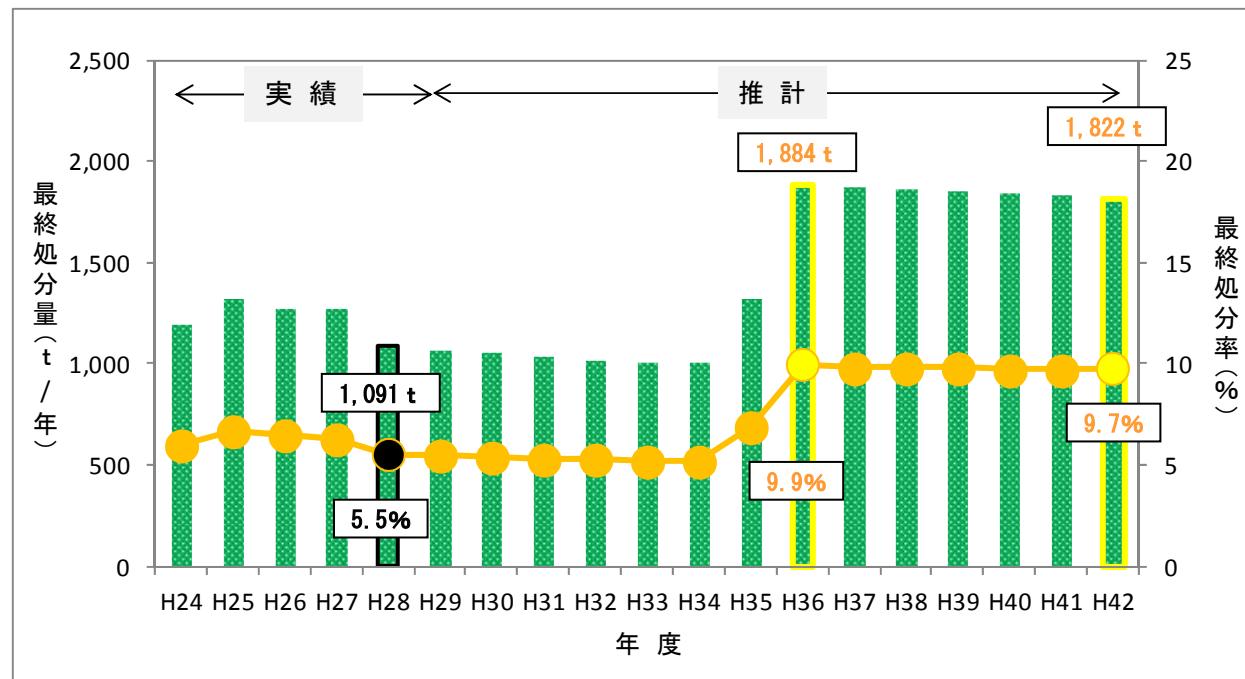


図 4-9 最終処分量及び最終処分率の目標

本計画の基本理念・基本方針・基本施策の体系を図4-10に示します。

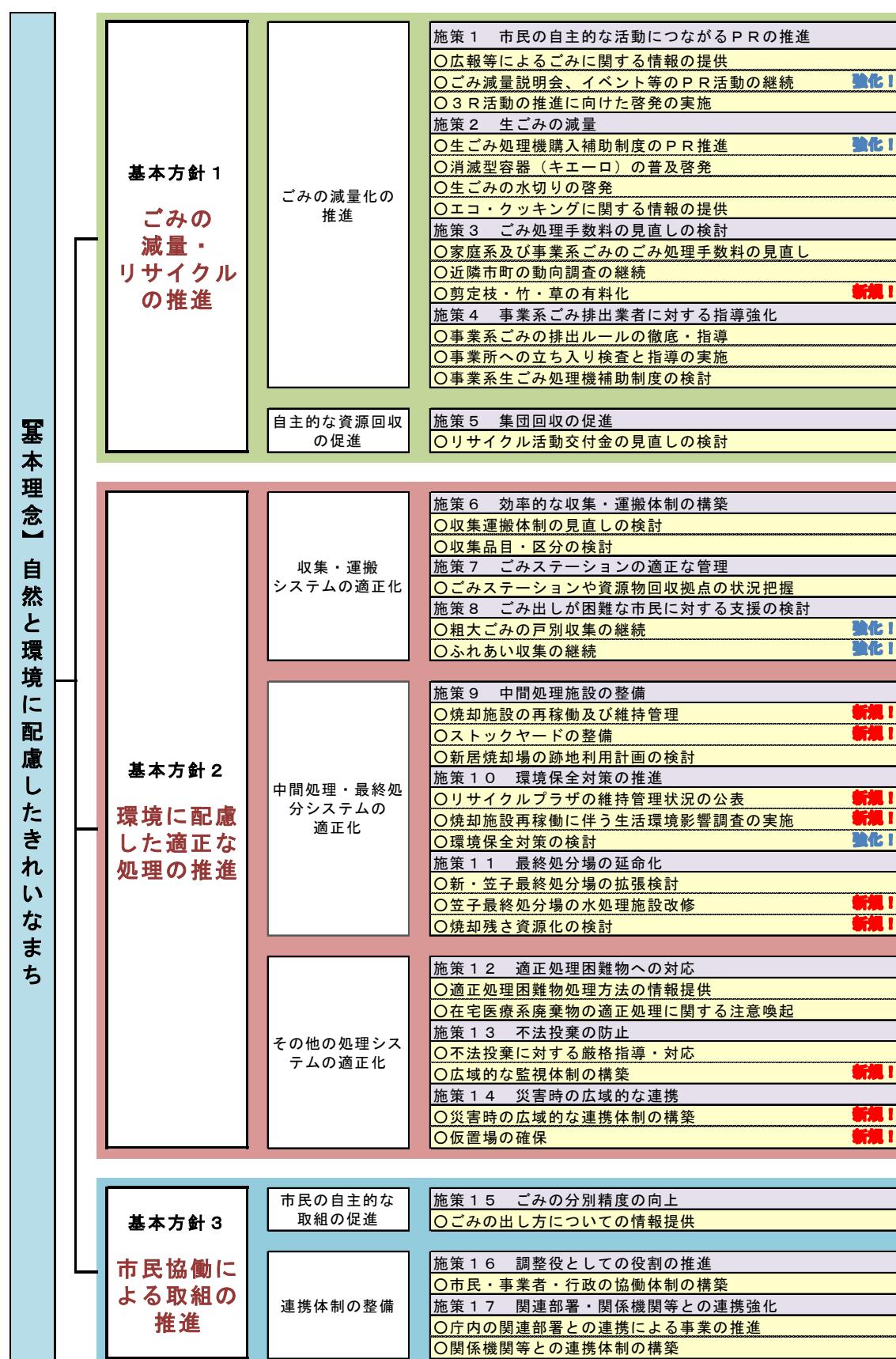


図4-10 本計画の基本理念・基本方針・基本施策の体系図

3. 基本施策

(1) ごみ減量・リサイクルの推進

①ごみの減量化の推進

施策1 市民の自主的な活動につながるPRの推進

- ・広報紙による情報提供や、地域でのごみ減量説明会や出前講座等のイベントを継続し、本市のごみの現状や問題点について広く情報を提供し、ごみ問題について市民意識の向上を図ります。
- ・イベント等で3Rについて啓発し、市民一人ひとりが「ごみの発生抑制を心掛け、ごみの減量・再使用に心がけ、ごみは正しく分別し再資源化する」というライフスタイルを確立し、自主的に活動できるよう啓発します。

【主な取組内容】

- 広報等によるごみに関する情報の提供
- ごみ減量説明会、イベント等のPR活動の継続 **強化！**
- 3R活動の推進に向けた啓発の実施

施策2 生ごみの減量

- ・家庭での生ごみの減量化や処理を推進するため、水切り容器や生ごみ処理機購入補助制度利用の啓発を継続します。特に、本市が無料配布を行っている消滅型容器（キエーロ）の需要が近年急激に伸びているため、今後は消滅型容器の普及啓発を強化し、堆肥化容器への展開の拡大を図ります。
- ・家庭から排出される生ごみの量を減らすため、食べ残しをしないように啓発するとともに、よりごみの出ない調理方法（エコ・クッキング）に関する情報提供を継続して実施します。

【主な取組内容】

- 生ごみ処理機購入補助制度のPR推進 **強化！**
- 消滅型容器（キエーロ）の普及啓発
- 生ごみの水切りの啓発
- エコ・クッキングに関する情報の提供

施策3 ごみ処理手数料の見直しの検討

- 本市では、ステーションにおいて収集する燃やせるごみ及び燃やせないごみは有料袋を指定しており、環境センターに持ち込まれる燃やせるごみ、燃やせないごみ及び事業系ごみは手数料を徴収しています。今後は、周辺自治体の料金バランスや排出抑制の観点から、近隣市町の動向調査を行いつつ、必要に応じて手数料の見直しを行います。
- 剪定枝、竹、草については今後も排出量は増加していくと見込まれるため、剪定枝、竹、草等の手数料を設定し、安定した資源化事業の継続を図ります。

【主な取組内容】

- 家庭系及び事業系ごみのごみ処理手数料の見直し
- 近隣市町の動向調査の継続
- 剪定枝、竹、草の有料化 **新規！**

施策4 事業系ごみ排出業者に対する指導強化

- 事業者に対し、ごみの排出者責任について周知徹底します。特に事業系ごみの家庭系ごみへの混入が依然として問題となっていることから、事業系ごみの排出・分別についての指導を強化します。
- 事業所から出る事業系ごみの減量についてごみの減量・資源化のメリットのPRを実施し、事業系ごみの減量・資源化を促進します。特に生ごみを多量に排出する事業者に立ち入り検査を実施し生ごみ減量を推進するとともに、事業系生ごみ処理機の補助制度について検討します。

【主な取組内容】

- 事業系ごみの排出ルールの徹底・指導
- 事業所への立ち入り検査と指導の実施
- 事業系生ごみ処理機補助制度の検討

②自主的な資源回収の促進

施策5 集団回収の促進

- ・子ども会やPTA等で行われている集団回収活動が近年停滞気味であり、集団回収量も減少し続けていることから、平成30年度からリサイクル活動交付金を見直し、活動の活性化を通じて資源化の促進を図ります。

【主な取組内容】

- リサイクル活動交付金の見直しの検討

(2) 環境に配慮した適正な処理の推進

①収集・運搬システムの適正化

施策6 効率的な収集・運搬体制の構築

- ・今後は焼却施設の再稼働に向け、収集品目の追加や収集区分の変更等が見込まれることから、収集頻度、収集形態等の見直しを行い、より効率的な収集運搬体制を検討します。

【主な取組内容】

- 収集運搬体制の見直しの検討
- 収集品目・区分の検討

施策7 ごみステーションの適正な管理

- ・各地域のごみステーションや資源物回収拠点について、設置・維持・管理を市と市民が協働して実施し、清潔で安全かつ適正な管理ができるように、自治会との協働による管理体制を継続します。

【主な取組内容】

- ごみステーションや資源物回収拠点の状況把握

施策 8 ごみ出しが困難な市民に対する支援の検討

- 本市では、環境センターへの自己搬入が困難な高齢者や障がい者を支援するため、粗大ごみの戸別収集やふれあい収集を実施していますが、今後全ての市民にとってごみの出しやすい環境となるよう、支援を継続して実施します。

【主な取組内容】

- 粗大ごみの戸別収集の継続 **強化！**
- ふれあい収集の継続 **強化！**

②中間処理・最終処分システムの適正化

施策 9 中間処理施設の整備

- 本市は浜松市へのごみ処理委託終了に伴い、焼却施設の再稼働を予定しています。再稼働後、安定的な処理が継続して行われるよう、定期的な維持補修点検や日常点検を行います。
- 資源物の増加や品目の拡大に向け、平成10年度に廃止した旧環境センター焼却施設を解体し、新たにストックヤードを整備します。
- 平成23年3月に廃止した新居焼却場の跡地利用計画について検討します。

【主な取組内容】

- 焼却施設の再稼働及び維持管理 **新規！**
- ストックヤードの整備 **新規！**
- 新居焼却場の跡地利用計画の検討

施策 10 環境保全対策の推進

- リサイクルプラザ等の運転に伴う周辺環境測定を継続して実施し、調査結果や施設の維持管理状況を公表します。
- 焼却施設の再稼働に向け、生活環境影響調査を実施し、焼却施設の稼働が周辺住民の生活環境へ影響を及ぼさないことを明らかにした上で施設を運営します。また、その環境保全対策について検討を行います。

【主な取組内容】

- リサイクルプラザ等の維持管理状況の公表 **新規！**
- 焼却施設再稼働に伴う生活環境影響調査の実施 **新規！**
- 環境保全対策の検討 **強化！**

施策 11 最終処分場の延命化

- ・本市では燃やせるごみの中間処理やその後の資源化及び最終処分を浜松市に委託しているため、現在は不燃残さのみを埋立していますが、本市の焼却施設の再稼働後は焼却残さも埋め立てことになります。このことから、焼却残さの資源化を検討するとともに、長期に渡って本市の最終処分場が利用できるよう、笠子最終処分場の拡張を検討します。さらに、水処理施設の改修等、定期的な維持補修点検を行うことで、本市の最終処分場の延命化を図ります。

【主な取組内容】

- 新・笠子最終処分場の拡張検討
- 笠子最終処分場の水処理施設改修 **新規！**
- 焼却残さ資源化の検討 **新規！**

③その他の処理システムの適正化

施策 12 適正処理困難物への対応

- ・適正処理が困難な廃棄物や、医療系ごみ等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある廃棄物については、今後も収集は行わず、処理が可能な民間業者の紹介等、適正な処理方法についての周知を図ります。

【主な取組内容】

- 適正処理困難物処理方法の情報提供
- 在宅医療系廃棄物の適正処理に関する注意喚起

施策 13 不法投棄の防止

- ・不法投棄については、地元自治会と協働で不法投棄対策を行っていますが、依然として無くならない現状です。不法投棄の増加も懸念されるため、不法投棄の監視体制を充実させます。
- ・なお、警察、静岡県、浜松市及び愛知県豊橋市との連携を図り、違法行為に対して厳格に対応するとともに、広報等で事業者に適正な処理について協力を呼びかけ、不法投棄の防止に努めます。

【主な取組内容】

- 不法投棄に対する厳格指導・対応
- 広域的な監視体制の構築 **新規！**

施策 14 災害時の広域的な連携

- ・災害時に発生する廃棄物の処理は、湖西市災害廃棄物処理計画に基づき行います。また、焼却施設の再稼働に向け、災害により市内あるいは広域内でのごみ処理等が不可能になった場合に備え、平時から職員への教育、訓練を実施します。また、県内外の自治体及び民間事業者との間で締結している災害援助協定に基づき、施設間の連携のもと適正処理を行います。
- ・災害時に発生する廃棄物の仮置場として、環境センターの敷地をはじめ適切な用地を確保するとともに民間事業者との連携について検討します。

【主な取組内容】

- 災害時の広域的な連携体制の構築 **新規！**
- 仮置場の確保 **新規！**

(3) 市民協働による取組の推進

①市民の自主的な取組の促進

施策 15 ごみの分別精度の向上

- ・ごみの分別区分や出し方について、ウェブサイトへの掲載やパンフレット等の配布により、わかりやすい情報提供を行い、分別ルールの厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発を継続して行います。

【主な取組内容】

- ごみの出し方についての情報提供

②連携体制の整備

施策 16 調整役としての役割の推進

- ・廃棄物処理に関する計画や目標を設定するとともに、市民に対する情報公開や環境教育、活動支援などを行います。また、事業者に対してごみの減量・分別の指導を行い、市民・事業者・行政の三者が協働できる体制整備を進め、資源循環型社会の実現に向けた取組を推進します。

【主な取組内容】

- 市民・事業者・行政の協働体制の構築

施策 17 関連部署・関係機関等との連携強化

- ・他の関連部署や関係機関等との連携を強化し、協力、理解を得ながら、円滑な事業の推進を図ります。

【主な取組内容】

- 府内の関連部署との連携による事業の推進

- 関係機関等との連携体制の構築

4. 施設整備計画

本市における、ごみの中間処理及び最終処分の施設整備に係る今後のスケジュールを図4-11に示します。

施設名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
環境センター	焼却施設	休止			工事						供用		
	リサイクルプラザ										供用		
	ストックヤード			工事							供用		
笠子廃棄物処分場					供用								
新・笠子廃棄物処分場										工事			
新居一般廃棄物処分場									供用				

図4-11 施設整備スケジュール

5. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画は、ごみの減量と排出されたごみを最大限資源化するとともに、できる限り環境負荷が少なくなるようなごみ処理と、市民協働による取組の推進を基本としています。

そのため、行政主体のごみ処理を推進するのではなく、市民や事業者も一体となった協働による取組が必要となります。市民・事業者・行政の三者がごみ処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の理念や目標などを共有し、互いに連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要です。

なお、計画を推進するにあたっては、施策の進捗状況や達成状況を点検・評価する仕組みが必要となることから、計画の実施状況や見直し内容等については、広報やウェブサイトを活用して広く市民や事業者に情報を公表し、それに対する意見を今後の施策に反映させていくこととします。

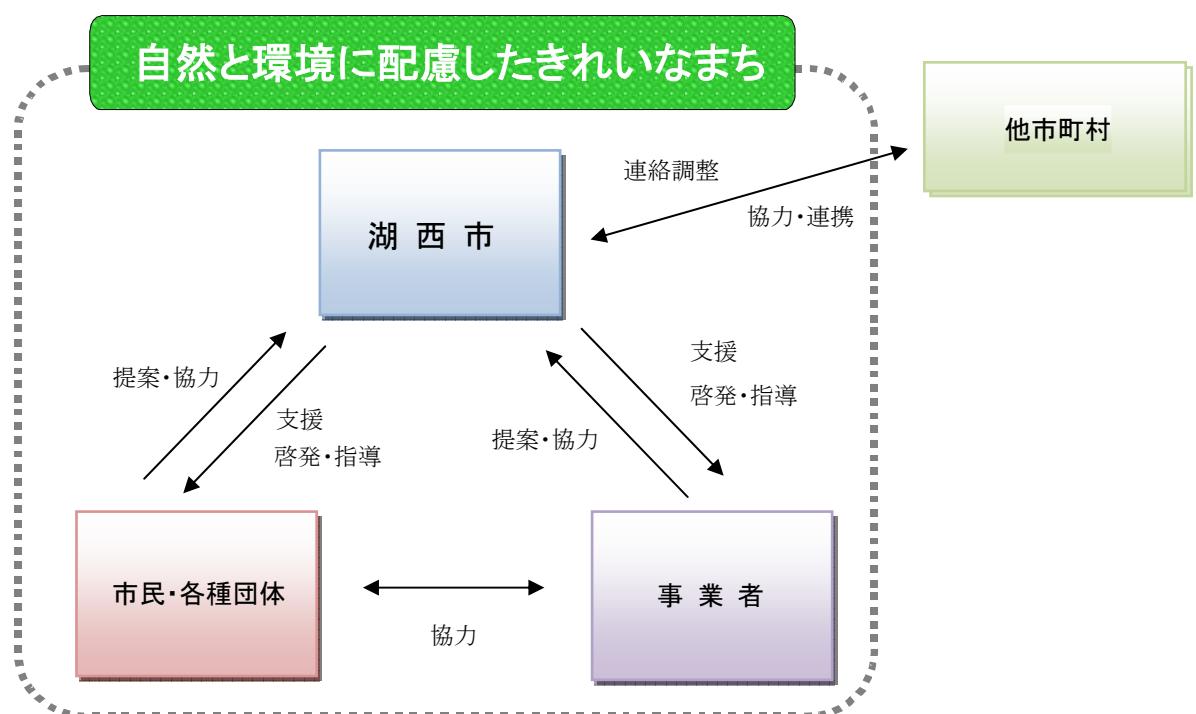


図 4-12 推進体制の概念図

(2) 計画の進行管理

前項で示した推進体制により、「計画の策定 (Plan)」→「計画の実行 (Do)」→「点検・評価 (Check)」→「計画の見直し (Action)」のサイクルで、計画の継続的な改善を行います。

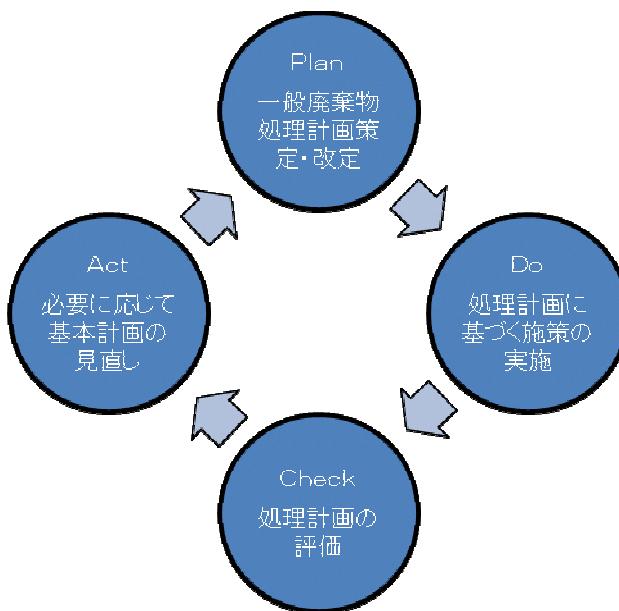


図 4-13 計画の進行管理

— 資 料 編 —

用語集

あ

・一般廃棄物処理基本計画

市町村が廃棄物処理法第6条第1項にもとづき策定する計画で、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理における長期的な基本方針を定めたものです。(一般廃棄物にはごみとし尿が含まれますが、本計画ではし尿についての内容を含まないため「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と表現しています。)

か

・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

・環境基本法

環境保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置等）の基本となる事項を定めています。

・拠点回収

自治体が設置した回収ボックス等で資源物を回収する方式を指し、本市では廃油、古紙及び古布を回収しています。

・グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

国等の公的機関が率先して環境物品等（再生紙のノートや低公害車等）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています（地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間事業者は努力規定となっています）。

・建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化に関する法律）

一定規模以上の建設工事を請け負う事業者に対し、対象となる建設資材（コンクリート、アスファルト及び木材）の分別・再資源化等を義務付けるとともに、工事の発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けることで、資源

の有効利用及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

・ごみ種類組成

廃棄物の中に含まれる種類別の内訳（重量比）のことを指します。一般的には紙類、プラスチック類、厨芥類、繊維類、木竹類及びその他の6分類ですが、本市ではさらに細かく分類しています。

・戸別収集

世帯ごとに自治体が収集する方式を指し、本市では粗大ごみを対象に実施しています。↔ステーション収集

六

・災害廃棄物処理計画

災害に対する事前体制の整備と、住民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するために都道府県や市町村が策定する計画です。市町村においては、自らが被災市町村や支援市町村となることを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興に必要な基本的事項を取りまとめます。

・最終処分

最終処分場に廃棄物（燃やせるごみを焼却した後の焼却残さや、燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎残さ等）を埋め立てる指します。

・在宅医療系廃棄物（在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物）

医師や看護師の往診や訪問診療、訪問看護に伴って発生する医療廃棄物や、患者やその家族が行う在宅医療に伴って発生する医療廃棄物のことを指し、廃棄物処理法上では一般廃棄物に分類されます。しかし、収集・運搬業者がステーション回収作業をしている際に使用済み注射針が手に突き刺さり、感染症を引き起こした事例があります。このため、平成17年通知された「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について（環境省）」の中で、「(1) 注射針など鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み処理する、(2) その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が望ましい」としています。

・資源化率

総資源化量を総排出量※で除した値のことで、総排出量のうち再生利用された割合を指します。

※：国の定義では「処理量」

・資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

循環型社会を形成していくために必要な3Rの取組を総合的に推進するための法律です。特に、民間事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めています。

・自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車のリサイクルに携わる関係者（自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者）の役割を定めることで、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うための法律です。

・集団回収

町内自治会・子ども会・PTA等の地域団体が、自主的に各家庭の協力を得て、日時を決めて古紙・布類を一定の場所に集め、民間事業者（資源回収業者）に引き渡す活動のことを指します。

・循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄物社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。

・循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針などを定めています。

・循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定しています。

・食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する法律です。

・ステーション収集

ごみステーションに燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物を排出し、自治体が収集する方式のことを指します。⇨戸別収集

・3R

廃棄物等の発生抑制（リデュース：Reduce 資源を効率的に使用し製品を作り、又、長時間使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：Reuse 使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル：Recycle 資源として再び利用すること）の3つの頭文字をとって”3R”と呼んでいます。

また、3Rの中でも特にリデュース、リユースを重点的に取組むべきとする”2R”の方針や、3Rに発生抑制（リフューズ：Refuse 不要なレジ袋等はもらわないようにする（断る）ことで廃棄物の発生自体を抑制すること）を加えた”4R”の方針もあります。

・生活環境影響調査

廃棄物処理施設の設置等の事業に伴って生じる生活環境へ影響を検討するため、大気、水質、騒音、振動及び悪臭等周辺地域の生活環境の現況を把握し、事業による影響の予測を行うことを指します。また、その結果から地域生活環境状況に応じた適切な保全対策（環境保全対策）について検討を行います。

た

・中間処理

施設に搬入された廃棄物に対して無害化、資源化、減量化、安定化を図るために処理で、施設としては、焼却施設、破碎施設、リサイクル施設等があります。

・直接資源化

中間処理施設を経ずに、民間事業者が直接資源化することを指します。

な

・生ごみ消滅型容器

微生物の働きを利用して、生ごみを炭酸ガスと水に分解することで生ごみを減量する容器で、本市では「キエーロ」のことを指します。

は

・廃棄物

廃棄物処理法において、「ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義され、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものを指し、家庭系ごみと事業系ごみに区分されます。産業廃棄物とは、廃棄物処理法に定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物を指します。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行い生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法、処理施設、処理業の基準等を定めている法律です。

や

・溶融スラグ

焼却灰等の廃棄物を加熱し、1200℃以上の高温条件下で有機物を燃焼させるとともに、無機物を溶融した後に冷却して、ガラス質の固化物を生成することで、建設資材等として利用することができます。

・容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことで、すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念となっています。

前回計画（平成24年度策定）と本計画との比較

	前回計画	→	本計画
計画期間	計画期間：平成25～32年度（8年間）	見直し	計画期間：平成30～42年度（13年間）
	目標年度：平成32年度		中間目標年度：平成36年度 最終目標年度：平成42年度
目標値	①一般廃棄物排出量 (一人一日当たり) 860 g/人日	見直し	①1人1日当たりごみ排出量 933 g/人日
	②ステーション可燃ごみ収集量 (内、生ごみの収集量) 7,600 t 3,000 t		②燃やせるごみの収集量 9,300 t
	③廃棄物最終処分量 440 t		③最終処分量 1,822 t
	④廃棄物リサイクル率 38 %		④資源化率 34.7 %
	⑤資源ごみ集団回収量 2,020 t		
基本理念	自然と環境に配慮したきれいなまち	継続	自然と環境に配慮したきれいなまち
基本方針	基本方針1 ごみの減量・リサイクルの推進 <u>ごみの減量を基本とし、排出されたごみに 対して可能な限りの資源化を行います。</u>	継続	基本方針1 ごみの減量・リサイクルの推進 <u>ごみの減量を基本とし、排出されたごみに 対して可能な限りの資源化を行います。</u>
	基本方針2 環境に配慮した 適正な処理の推進 <u>排出されたごみは、可能な限り環境負荷の 少ない適正な処理を行います。</u>		基本方針2 環境に配慮した 適正な処理の推進 <u>排出されたごみは、可能な限り環境負荷の 少ない適正な処理を行います。</u>
	基本方針3 市民協働による取組の推進 市民・事業者・行政の役割を明確にし、市民 協働による取組を推進します。		基本方針3 市民協働による取組の推進 市民・事業者・行政の役割を明確にし、市民 協働による取組を推進します。
基本施策	広報等によるごみに関する啓発の実施	継続	広報等によるごみに関する啓発の実施
	ごみ減量説明会、イベント等でのPRの 実施	強化	ごみ減量説明会、イベント等でのPRの 継続
	3R活動の推進に向けた啓発の実施	継続	3R活動の推進に向けた啓発の実施
	マイバッグ持参運動の推進	削除	
	店舗等との連携による啓発活動の推進	削除	
	生ごみ処理機等の購入補助の継続実施	統合	下記と統合
	補助制度利用状況の把握及びPRの推進	強化	生ごみ処理機購入補助制度のPR推進
	消滅型容器（キエ一口）の普及啓発	継続	消滅型容器（キエ一口）の普及啓発
	生ごみ排出時の水切りの徹底	継続	生ごみの水切りの徹底
	エコ・クッキングに関する情報の提供	継続	エコ・クッキングに関する情報の提供
	各店舗における取り組み推進の働きかけ	削除	
	環境にやさしいお店の紹介	削除	
	直接搬入ごみの有料化実施	統合	下記と統合
	事業系ごみの排出者責任の周知徹底	統合	下記と統合

	前回計画	変更	本計画
基本 施策	手数料額の検討	見直し	家庭系及び事業系ごみの ごみ処理手数料の見直し
	近隣市町の動向調査の継続	継続	近隣市町の動向調査の継続
		新規	剪定木・竹・草の有料化
	事業系ごみの排出ルールの徹底・指導	継続	事業系ごみの排出ルールの徹底・指導
	搬入事業系ごみの展開検査の実施	削除	
	事業者向けパンフレットの配布	削除	
	事業所への立ち入り検査と指導の実施	継続	事業所への立ち入り検査と指導の実施
	事業系生ごみ処理機補助制度の検討	継続	事業系生ごみ処理機補助制度の検討
	リサイクル活動交付金の交付	見直し	リサイクル活動交付金の見直し
	集団回収の利用に向けた啓発推進	統合	上記と統合
	リサイクル活動交付金額の検討	統合	上記と統合
	収集運搬体制の見直しの検討	継続	収集運搬体制の見直しの検討
	収集区分の検討	継続	収集品目・区分の検討
	収集品目の検討	統合	上記と統合
	ごみステーションや資源物回収拠点の状況把握	継続	ごみステーションや資源物回収拠点の状況把握
	地域住民との連携による管理体制の構築	統合	上記と統合
	ゴミステーション管理要綱の制定	削除	
	粗大ごみの戸別収集の実施	強化	粗大ごみの戸別収集の継続
	ふれあい収集の実施	強化	ふれあい収集の継続
	施設の維持・改修の計画的な実施	新規	焼却施設の再稼働及び維持管理
	環境センターの焼却施設の利用検討	新規	ストックヤードの整備
	新居焼却場の転用計画の検討	見直し	新居焼却場の利用計画の検討
	ごみ処理施設破碎残渣の資源化検討	削除	
	バイオマス（生ごみ）の活用方法の検討	削除	
	生ごみ収集方法の研究	削除	
	バイオガス発電の情報収集	削除	
		新規	焼却施設の再稼働に伴う 生活環境影響調査の実施
	ごみ処理施設における環境保全対策の継続実施	強化	環境保全対策の検討
	最終処分場の適正な管理の推進	見直し	笠子最終処分場の拡張検討
		新規	笠子最終処分場の水処理施設改修
		新規	焼却残さ資源化の検討
	借地の購入、交換の推進	削除	
	適正処理困難物処理方法の情報提供	継続	適正処理困難物処理方法の情報提供
	在宅医療系廃棄物の適正処理に関する協議を実施	見直し	在宅医療系廃棄物の 適正処理に関する注意喚起

	前回計画	→	本計画
基本 施策	不法投棄監視体制の強化	統合	下記と統合
	不法投棄に対する厳格指導・対応	継続	不法投棄に対する厳格指導・対応
	不法投棄防止に向けた啓発	統合	上記と統合
		新規	広域的な監視体制の構築
		新規	災害時の広域的な連携体制の構築
		新規	仮置場の確保
	ごみの出し方についての情報提供	継続	ごみの出し方についての情報提供
	ごみステーション維持管理員・資源物回収拠点維持管理員の研修の実施	削除	
	ごみステーションにおける指導の強化	削除	
	市民・事業者・行政の協働体制の構築	継続	市民・事業者・行政の協働体制の構築
	庁内の関連部署との連携による事業の推進	継続	庁内の関連部署との連携による事業の推進
	関係機関等との連携体制の構築	継続	関係機関等との連携体制の構築

